

令和4年 第1回定例会

高山村議会会議録

令和4年2月24日 開会

令和4年3月9日 閉会

高山村議会

令和4年第1回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (2月24日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○村長挨拶	4
○開議の宣告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第3号の上程、説明	9
○議案第4号の上程、説明	11
○議案第5号の上程、説明	12
○議案第6号の上程、説明	12
○議案第7号の上程、説明	13
○議案第8号の上程、説明	14
○議案第9号の上程、説明	15
○議案第10号の上程、説明	18
○議案第11号の上程、説明	19
○議案第12号の上程、説明	19
○議案第13号の上程、説明	20
○議案第14号の上程、説明	21
○議案第15号の上程、説明	22
○議案第16号～議案第23号の一括上程、説明	23

○議案第 2 4 号～議案第 3 1 号の一括上程、説明	3 1
○一般質問	3 8
6 番 山口 英司 君	3 9
3 番 林 和一 君	4 1
4 番 後藤 肇 君	4 4
○休会について	4 6
○散会の宣告	4 6

第 2 号 (3月9日)

○議事日程	4 7
○本日の会議に付した事件	4 8
○出席議員	4 8
○欠席議員	4 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 8
○事務局職員出席者	4 9
○開議の宣告	5 0
○発議第 1 号について	5 0
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
○委員会報告について	5 1
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	5 3
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	5 5
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	5 6
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	5 8
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	5 9
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	5 9
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	6 0
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	6 1
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	6 2
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	6 2
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	6 5

○議案第14号の質疑、討論、採決	65
○議案第15号の質疑、討論、採決	69
○議案第16号～議案第23号の質疑、討論、採決	71
○議案第24号～議案第31号の質疑、討論、採決	78
○委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について	122
○議員派遣について	122
○閉会の宣告	122
○署名議員	125

令和4年2月24日（木曜日）

（第1号）

令和4年第1回高山村議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年2月24日(木) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 4 議案第 2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第 5 議案第 3号 たかやま未来センター「さとのわ」の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 高山村テレビ無線共聴システムの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5号 高山村職員定数条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6号 高山村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 9号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 10号 高山村介護保険条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 11号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 12号 道の駅中山盆地高山観光交流館昇降機・浄化槽・受水槽設備設置等工事の変更請負契約について
- 日程第 15 議案第 13号 高山村立学校給食センター改修工事の請負契約について
- 日程第 16 議案第 14号 指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 15号 高山村道路線の廃止について
- 日程第 18 議案第 16号 令和3年度高山村一般会計補正予算(第11号)
- 日程第 19 議案第 17号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

- 日程第20 議案第18号 令和3年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第19号 令和3年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第20号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第21号 令和3年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第22号 令和3年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第23号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第24号 令和4年度高山村一般会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 令和4年度高山村介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和4年度高山村土地開発事業特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計予算
- 日程第32 議案第30号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第31号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算
- 日程第34 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。ただいまから令和4年第1回高山村議会定例会を開会します。

◎村長挨拶

○議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。
村長。

○村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和4年第1回高山村議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和3年度も余すところ1か月余りとなりました。私の2期目の任期も満了することとなりますが、その間の村政運営は順調に推移したことは、議員皆様はじめ、村民のご理解とご協力によるものと深く感謝申し上げます。

さて、第1回定例会の開会に当たり、令和4年度予算並びに関連諸議案のご審議をお願いするわけですが、私の3期目に向けて村政運営に臨む所信の一端を述べさせていただき、ご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症は、社会のシステム、人々の生活に大きな影響を及ぼしております。外出自粛要請により経済、雇用が不安定化する中、新しい生活様式の入力で働き方が変わり、教育の在り方にも大きな変革をもたらしました。

現在、群馬県にまん延防止等重点措置が適用され、行動制限を余儀なくされているところではありますが、3回目のワクチン接種も始まり、その効果としては、抗体価の上昇により感染する人や重症化する人が少ないと報告されております。

今後、治療薬の実用化に向けて、重症化リスクがさらに軽減されれば、経済活動の再開も容易になってくるものと思われまます。

国は、令和4年度予算案を過去最大の107兆5,000億円とし、令和3年度補正予算と一体

化として、新型コロナ対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算案を作成いたしました。

本村においては、こうした国の動向に注視しながら、現状をしっかりと捉えるとともに、中長期的な展望を視野に入れ、将来を見据えた取組が必要と考えております。また、本村のような小さな自治体の特徴を生かした、小回りのきく施策展開と官民地域連携、民意と行政との乖離を是正した総合的な戦略の策定・運用を目指すものであります。

来年度は、高山村が過疎地域に指定されることになり、事業を取り組む上で有利な財源が確保できることとなります。新年度早々に、過疎地域持続的発展市町村計画の作成に着手し、9月議会での議決を目指して策定していく予定であります。一つの転機と捉え持続的発展に向けた事業に取り組んでいきたいと思っております。

村の中心地づくり事業として進めてまいりました観光交流館の建設工事につきましては、皆様に大変ご心配をおかけいたしました。来月には完成となり、名称を「たかやま未来センター さとのわ」とし、オープンに向けて準備を進めているところでございます。運営体制も具体化されてきており、今後、この施設が村内外の人たちの交流の場、関係人口のさらなる増加を図る場所として期待しているところでございます。

新年度予算においては、観光交流館整備事業など大きな事業は終わりましたが、給食センターやこども園の事業費の増などにより、一般会計において前年度当初比プラス5.9%の増額となりました。

予算編成に当たっては、財政の中長期的な展望に立ち、収支不足が続く財政構造の脱却に向け、財源の積極的な確保を図るとともに、経費の削減、事務事業の見直しなど歳出の抑制に努め、村の現状と将来を見据える中で、効果的に事業展開できるよう全庁体制で取り組んだ次第でございます。

令和4年度において、ポストコロナ次代を見据えつつ、本村の将来像である「笑顔で輝く高山村」の実現に向け、第5次高山村総合計画後期基本計画を基本として方針を定めました。

議員各位のご理解をいただきながら諸課題に取り組む覚悟ですので、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会に付議を予定している案件は、規約の変更に関する議案が2件、条例の制定・改正が9件、工事の変更請負契約が1件、工事の請負契約が1件、指定管理者の指定が1件、村道の廃止が1件、補正予算が8件、当初予算が8件で、合計31件となります。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。議会招集の挨拶とさせていただきます。

ます。

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 昌枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、奈良哲男議員及び9番、小林議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月9日までの14日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月9日までの14日間と決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第3、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 群馬県市町村総合事務組合の規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書 2 ページ、新旧対照表は 1 ページから 5 ページを御覧ください。

群馬県市町村総合事務組合規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により、群馬県市町村総合事務組合組織団体において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、桐生地域医療組合が組織団体として残りながら、別表第2の1の項の事務（常勤の職員に係る退職手当組合支給事務）の共同処理のみ終了するための文言整理を行うもの、令和4年3月31日をもって、桐生地域医療組合が別表2の1の項の事務（常勤の職員に係る退職手当支給事務）の共同処理を終了するため、別表第2の1の項から桐生地域医療組合を除くもの、令和4年4月1日から邑楽館林医療事務組合の名称が邑楽館林医療企業団に変更されるため、別表第1及び別表第2の5の項中、邑楽館林医療事務組合を邑楽館林医療企業団に変更するものとなります。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書4ページ及び新旧対照表6ページを御覧ください。

群馬県市町村公平委員会の規約変更につきましては、地方自治法第252条の7第2項の規定により、共同設置する地方公共団体間において協議の上定めることになるため、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、令和4年4月1日から館林市が加入すること及び邑楽館林医療事務組合が令和4年4月1日から邑楽館林医療企業団へ名称変更することとなるものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを採決します。

本件は、議案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第5、議案第3号 たかやま未来センター「さとのわ」の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第3号 たかやま未来センター「さとのわ」の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

高山観光交流館新築工事が今年度において完成の運びとなりました。仮称であった高山観光交流館の名称が「たかやま未来センター「さとのわ」」と決定し、この施設の設置及び管理に関する条例の制定をお願いするものでございます。

第1条の趣旨から第11条の原状回復義務については、基本的な設置及び管理に関することを定めており、12条の指定管理者による管理から第16条利用料金の収入については、指定管理者について定めております。

第17条は損害賠償義務についてを定めており、第18条は委任について定めております。

附則についてですか、第1項として、この条例の令和4年4月1日からの施行期日を定めております。

第2項として、この条例の施行前の指定管理者の指定に関する必要な行為について定めております。

最後に、別表については、施設内の使用料を定めております。

条例の詳細な内容につきましては地域振興課長より説明させますので、慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

私のほうから議案第3号の補足の説明をさせていただきます。

議案書につきましては6ページを御覧いただきたいと思っております。

今回の条例制定につきましては、村長の提案理由において申し上げたとおり、たかやま未来センター「さとのわ」の設置及び管理に関する条例を定めるものとなります。

第1条については、地方自治法に基づき本条例の趣旨を規定しております。

第2条につきましては、施設の名称をたかやま未来センター「さとのわ」と、施設の位置につきましては高山村大字中山2357番地3と規定をしております。

第3条では、さとのわの開館時間を規定しております。

第4条については休館日を規定をしております。

第5条では利用の許可についてを規定をしております。

議案書の7ページを、1枚めくっていただきたいと思います。

第6条については、利用の許可についての取消し及び利用の停止についての各号において利用制限を規定をしております。

第7条につきましては、利用の許可についての譲渡及び転貸の禁止について規定をしております。

第8条では、使用料を別表のとおり規定をしております。

第9条では、公益上必要があると認めた場合の使用料の減免を規定をしております。

また、第10条では天災地変等で施設が使用できなくなった場合の使用料の還付の規定をしております。

第11条では、利用者に対しての原状回復義務を規定をしております。

第12条につきましては、地方自治法に基づき、指定管理者の指定について規定をしております。

8ページを御覧いただきたいと思います。

第13条では、指定管理者による管理への準用について規定をしております。主な内容につきましては、条例の第3条から第6条、そして第8条第1項、そして第9条から第11条の規定中、「村長」とあるのを「指定管理者」とする読替え規定となります。

第14条では、指定管理者が行う業務を各号において規定をしております。

第15条では、指定管理者が利用料金について別表の範囲内にて料金設定ができる規定をしております。

第16条では利用料金の収入を規定し、第17条では施設等の損傷等による損害賠償の義務についてを規定をしております。

最後の18条ですが、委任事項について規定をしております。

1枚めくっていただいて、第1項の附則の関係になります。

第1項では、本条例の施行期日を令和4年4月1日として定めております。

第2項の準備行為として、指定管理者の指定の行為について規定をしております。

最後に、別表8条の関係ですが、一般の方が利用できる施設についての使用料を規定をしております。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第6、議案第4号 高山村テレビ無線共聴システムの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第4号 高山村テレビ無線共聴システムの設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書11ページ、新旧対照表は7ページ、8ページを御覧ください。

高山村テレビ無線共聴システムは、村内テレビ共同受信組合の設備の老朽化に伴い、村整備によるケーブルを使用しない無線による方法でテレビが視聴できる施設を令和2年度で整備し、令和3年度より各テレビ共同受信組合と連携を図りながら、切替えについて進めております。

このシステムは村内28か所のアンテナ設備から電波を無線で各家庭へ送信してテレビを視聴していただいておりますが、本宿地区の一部において電波の一部が受信できない地域があり、令和3年度において1か所アンテナ設備を増設いたしました。

今回の改正は、増設したアンテナ設備GF29を別表に追加するものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第5号 高山村職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第5号 高山村職員定数条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、職員の定数のうち、村長の事務部局の職員を50から55に増員したいというものでございます。

議案書13ページ、新旧対照表9ページを御覧ください。

第2条第2号を50人から55人に改正するものとなりますが、増員の理由といたしまして、保育所の認可保育所への移行に伴い、保育の充実を図るため、正職員の増員を行い、担任をも持つ先生の処遇改善をしたいもの、また、令和5年4月より定年引上げが実施されることに伴い、職員数が増加することを見込んでの改正となります。

附則では、この条例は令和4年4月1日から施行したいとするものであります。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第8、議案第6号 高山村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第6号 高山村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

会計年度任用職員の年次有給休暇は、基本的には労働基準法第39条の規定に基づき付与していますが、雇入れの日から6月後に年次有給休暇が付与されることとなります。

今回の改正では、雇入れた月から年度単位で年次有給休暇が取得できるようにするというものでございます。

議案書15ページ、新旧対照表10ページを御覧ください。

第15条第1項中において、年次有給休暇の期間を4月1日から翌年の3月31日までの年度ごとにおける休暇とし、1週間当たりの勤務状況に応じて20日を超えない範囲で任命権者が定めるものと改正するものであります。

附則では、この条例は、令和4年4月1日から施行したいとします。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○村長（後藤幸三君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第9、議案第7号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第7号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

高山村保育所は、令和3年4月1日より認可保育所に移行し、運営をしているところでございます。保育所設置認可の基準に関する指針により、嘱託医及び嘱託歯科医を設置することとされております。

現在、こども園、小・中学校の学校医を中山診療所の荻原先生に、学校歯科医を松山歯科

医院の松山先生に委嘱しておりますが、保育所の嘱託医及び嘱託歯科医を兼務していただくに当たり、報酬額を増額する条例改正となっております。

議案書の17ページ、新旧対照表は11ページを御覧ください。

改正内容は、別表学校医の部医師の項中、「各学校合計」を「16万以内」に、「13万以内」を「保育所、こども園、小学校、中学校の合計」に改め、同部歯科医師の項中、「各学校合計」を「12万以内」に、「9万4,000以内」を「保育所、こども園、小学校、中学校の合計」に改めるものであります。

また、附則では、本条例の施行期日を令和4年4月1日からとするものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第10、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年8月10日に人事院が行った国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等々、仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされました。このうち、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等に関係する条例を、国に準じて改正するものでございます。

議案書19ページ、新旧対照表は12ページから15ページを御覧ください。

第2条第3号では、育児休業をすることができない職員のうち、特定職について在職期間

1年以上の規定を削り、第10条第1号では、第2条第3項の改正により字句の整理を、第21条第2号では部分休業することができない職員の在職期間1年以上の規定を削り、字句の整理を行うものでございます。

次に、第25条及び第26条は、新たに追加するものですが、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を規定したものとなります。

附則では、この条例は、令和4年4月1日から施行したいとします。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第11、議案第9号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第9号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号につきましては、上位法令及び政令の一部改正が行われたことにより、高山村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険制度の保険料である保険税の算定において、低所得世帯に対しては応益保険料の軽減措置が講じられています。

今回の改正では、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から均等割保険料の軽減措置を導入することとしたことにより、国民健康保険税条例の見直しを行いたいものであります。

改正の詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、慎重審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 会計管理者兼税務会計課長、お願いします。

○会計管理者兼税務会計課長（星野茂樹君） お世話になります。

それでは、私より高山村国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

初めに、改正の概要を申し上げますと、国民健康保険制度の保険料である保険税は、応益負担である均等割、平等割と、あと応能負担と言われている所得割に応じて設定されています。その上で、低所得世帯に対しては、応益負担である均等割、平等割の保険税の軽減措置、7割、5割、2割の軽減措置が講じられています。

国は、今回の改正により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、均等割保険税の軽減措置を導入することとなりました。

それでは、議案書21ページ、新旧対照表は16ページを御覧ください。

第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割と、その下の第5条及び第5条の2では、法第703条の4の改正に伴う規定の整備となります。

新旧対照表は17ページになります。

第6条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割では、前ページと同じく法第703条の4の改正に伴う規定の整備となります。

続いて、第13条、納税義務の発生、消滅等に伴う賦課では、法律・政令改正に伴う規定の整備となります。

続いて、第23条、国民健康保険税の減額のうち第1項では、法律・政令改正に伴う規定の整備となります。

新旧対照表は22ページになります。

今回の改正のメインとなります新たに加わります同条第2項では、説明冒頭に申しあげましたが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、均等割保険税の軽減措置の規定の整備となります。

その内容は、対象を全世帯の未就学児としまして、当該未就学児に係る均等割の保険税について、低所得者軽減7割・5割・2割の軽減後の残った均等割保険税について、その5割を軽減するというものになっております。

その内容ですが、第1号では国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割が2万5,000円が1人当たりなんですが、未就学児1人についての軽減額を定めるもので、アでは7割軽減世帯について3,750円、この内容は、1人当たり2万5,000円の7割軽減後の金額7,500円の5割、3,750円を軽減するというものです。

イでは、5割軽減世帯について6,250円、これは均等割額2万5,000円の5割後の1万2,500円の5割、6,250円を軽減するものです。

ウでは、2割軽減世帯、1万円、これは均等割額2万5,000円の2割軽減後の2万円の5

割、1万円を軽減するというものです。

エでは、軽減されない世帯について1万2,500円、これは均等割2万5,000円の5割、1万2,500円を軽減するというものです。

続いて、第2号では、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金課税額の均等割9,500円について軽減を定めるものです。

アでは、7割軽減世帯について、1人当たり9,500円の7割軽減後の金額2,850円の5割、1,425円を軽減するものです。

イでは、5割軽減世帯について、2,375円ということで、均等割額9,500円の5割軽減後の4,750円の5割、2,375円を軽減するものです。

ウでは、2割軽減世帯について3,800円、これは1人9,500円の2割軽減後の7,600円の5割、3,800円を軽減するものです。

エでは、軽減されない世帯について4,750円、これは9,500円の5割を軽減するものです。

なお、軽減される費用については、国が2分の1、都道府県と市町村については4分の1を負担することとなりますが、地方の負担は国のほうより財政措置が講じられることとなります。

議案書は22ページ、新旧対照表は23ページになります。

第23条の2、特例対象被保険者に係る国民健康保険税の課税の特例では、法律改正に伴う規定の整備となります。

附則第2項、公的年金に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例では、法附則第35条の5及び附則第18条の8の改正に伴う規定の整備となります。

新旧対照表は25ページになります。

附則第3項、附則第4項及び第6項から第13項までは、法附則第35条の6の改正に伴う規定の整備となります。

新旧対照表は32ページになります。

附則第14項、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免の特例では、規定の整備となります。

最後に、附則となりますが、附則第1条では、施行期日について、附則第2条では適用区分についてとなります。

以上で補足の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第12、議案第10号 高山村介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第10号 高山村介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書は25ページを御覧ください。新旧対照表は34ページをお願いいたします。

介護保険料は3年ごとに見直しを行っており、現在の保険料は第8期高山村介護保険事業計画で定めております。

今回の改正は、令和2年4月1日に施行された介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が1年間延長されたことに伴い、所得段階が第1段階から第3段階までの方の保険料の軽減を引き続き令和4年度も実施するものでございます。

なお、軽減により減収となった保険料については、国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1の負担割合で公費で補てんすることとなります。

今回の改正により対象となる被保険者は、第1段階で196人、第2段階で102人、第3段階で97人、合わせて395人の方となります。

この条例は、令和4年4月1日から施行し、経過措置として、改正後の第2条第2項から第4項の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

慎重にご審議をいただき、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第13、議案第11号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第11号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書は27ページ、新旧対照表は35ページを御覧ください。

今回の条例改正は、群馬県が小口資金に係る返済負担軽減策として平成15年度から実施している借換制度について、令和4年度も引き続き継続することを受けて改正するものであります。本文附則の期日を改正するものでございます。

改正の内容ですが、附則第2項中、「令和4年」を「令和5年」に改めるものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第14、議案第12号 道の駅中山盆地高山観光交流館昇降機・浄化槽・受水槽設備設置等工事の変更請負契約についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第12号 道の駅中山盆地高山観光交流館昇降機・浄化槽・受水槽設備設置等工事の変更請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

道の駅中山盆地高山観光交流館昇降機・浄化槽・受水槽設備設置等工事は、令和3年第3回定例会において請負契約を可決いただきました。

本工事については、観光交流館新築工事に附帯する昇降機・浄化槽・受水槽設備設置等工事となります。工事も終盤に来ており、主に土工事に変更が生じております。本体工事周辺の埋め戻し等が増となっており、当初契約金額に対して458万7,000円の増となり、変更後の契約金額を6,893万7,000円とするものでございます。

つきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、道の駅中山盆地高山観光交流館昇降機・浄化槽・受水槽設備設置等工事の変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第15、議案第13号 高山村立学校給食センター改修工事の請負契約についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第13号 高山村立学校給食センター改修工事の請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

給食センターは、昭和62年1月に開設され、平成10年8月に増築し、現在に至っておりますが、老朽化が進み、現在の学校給食衛生管理基準に沿わない点を、平成29年度群馬県教育委員会の巡回指導において指摘を受けております。

学校給食の安全安心を確保するために適切な維持管理が求められていることから、このたび厨房設備の更新を含む施設改修を行うものとなります。

本契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する予定価格が5,000万円を超える工事契約となるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は、令和4年9月30日の完成を予定しております。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第16、議案第14号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第14号 指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

たかやま未来センターさとのわにつきましては、先ほど議案第3号において提案をいたしました、たかやま未来センター「さとのわ」の設置及び管理に関する条例の制定をお願いし、現在オープンに向け準備を進めておるところでございます。

また、指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、高山村観光施設として現在、みどりの村、高山温泉いぶきの湯及び高山村道の駅中山盆地等、いわゆる公の施設につきましては、その管理をそれぞれ株式会社たかやま振興公社にお願いしておりますが、本案のたかやま未来センターさとのわにつきましても、高山村観光施設として株式会社たかやま振興公社へ管理をお願いしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間につきましては、現在指定されている観光施設の指定期間満了の日が令和6年3月31日となっており、これにあわせた形でお願いしたく、その期間を令和4年4月1

日から令和6年3月31日までの2年間としたいものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第17、議案第15号 高山村道路線の廃止についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第15号 高山村道路線の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法第10条第1項の規定により、村道1路線を廃止するものとなります。

廃止となる路線は、村道千駄平線、起点が中山6861番地2、終点は中山6864番地となります。

廃止の理由については、NTTの中継塔の廃止撤去の計画があり、NTT、国有林管理者の森林管理署、千駄平生産森林組合、高山村との協議により、道路敷を国有林に返還することとなったため、村道を廃止するものとなります。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時10分から再開しますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

◎議案第16号～議案第23号の一括上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第18、議案第16号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第11号）から日程第25、議案第23号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第16号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第11号）から議案第23号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）までにつきましては一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第16号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第11号）ですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億324万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ30億9,780万8,000円とするものでございます。

補正予算の概要でございますが、歳入におきまして、それぞれの科目の事業実績による計数整理及び新型コロナウイルス関連の交付金等の受入れや交付税の増額などにより、財政調整基金から繰入れをゼロにするるとともに、歳出において、事業実績による計数整理や事業の縮小・中止などによる減額が大きなものとなります。

なお、本補正では、村史編さん事業及び給食センター増改修整備事業において、継続費の補正を本年度において実施を予定しております。小規模農村整備事業等6事業に対し、地方自治法第213条の規定により繰越明許をお願いするとともに、地方債におきまして、起債の変更につきましてそれぞれ補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の大幅な減額補正となったわけでございますが、先ほど申し上げました当初の予算におきまして実施を予定されていた事業の見直し、新規事業の実施、また事業費の抑

制等による不用額の減額等が主な要因となります。

補正予算の詳細な内容につきましては総務課長より説明いたしますが、議案調査の中でさらに詳細に説明を申し上げますので、慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第17号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和3年度の事業実績に基づき計数整理を行うものとなりますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,428万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億9,745万7,000円にするものでございます。

補正予算書の6ページを御覧ください。

歳入では、1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税において、加入者数、所得情報に変更になったことに伴い、実績により減額となりました。

補正予算書は7ページを御覧ください。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金においても、実績により減額となります。

補正予算書は10ページを御覧ください。

歳出では、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費につきまして、実績により減額となっております。

補正予算書は14ページを御覧ください。

10款予備費、1項1目予備費につきましては、予備費を使う必要がなかったため、全額減額を行いました。

以上、主立ったものを申し上げますが、詳細につきましては議案調査の中で説明いたしますので、慎重に審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第18号 令和3年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和3年度事業実績に基づき計数整理を行うものでありますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ182万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,071万6,000円にするものでございます。

補正予算書の6ページ、7ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療保険料では、実績により増額、3款

繰入金、1項1目保険基盤安定繰入金から5款諸収入、4項1目後期高齢者医療広域連合補助金につきましては、実績により減額となります。

続いて、歳出であります。補正予算書の8ページを御覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、実績により減額、3款保険事業費、1項1目健康診査費及び2目疾病予防費では、健診業務委託料、人間ドック受診費補助金の実績により減額となります。

4款諸支出金、1項1目保険料還付金につきましても実績により減額となります。

詳細につきましては、議案調査の中で説明いたしますので、慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第19号 令和3年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和3年度の事業実績に基づき計数整理を行うものとなりますが、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ891万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億9,978万2,000円にするものでございます。

補正予算書の6ページ、7ページを御覧ください。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料では、実績による減額でございます。

2款使用料及び手数料、1項1目配食サービス手数料及び3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金、同じく2項1目調整交付金につきましては、実績により増額となります。

同款の2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、実績による減額となります。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金につきましては、実績による減額となります。2目地域支援事業支援交付金につきましては、実績により増額となります。

補正予算書8ページ、9ページを御覧ください。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金から7款繰入金、1項7目その他一般会計繰入金までにつきましても、実績による減額となります。

同款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費が見込みより減少したことにより、基金から取り崩しを行う必要がなかったため、全額減額となります。

続いて、歳出ですが、補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費から3項1目認定調査等費までは、計数整理及び実績による減額でございます。

2 款保険給付費、1 項 1 目介護サービス費につきましては、実績による減額でございます。

2 項 1 目介護予防サービス費につきましては、実績による増額となります。

6 項 1 目特定入所者介護サービス等費につきましては、実績による減額となります。

3 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費から補正予算書の13ページ、3 項 5 目地域ケア会議推進事業費までにつきましても、実績による減額となります。

4 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金につきましては、実績により増額となります。

補正予算書の14ページを御覧ください。

5 款諸支出金、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金につきましても、実績による減額となります。

詳細につきましては、議案調査の中で説明いたしますので、慎重審議の上、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第20号 令和 3 年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ432万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,955万円とするものでございます。

第 2 表、4 ページを御覧ください。

繰越明許費補正については、今年度においては本宿田中地区の宅造用地 2 筆を取得予定しておりましたが、1 筆は今年度取得し、もう 1 筆が地権者の都合により、令和 4 年度に取得することになり、980万5,000円について令和 4 年度へ繰り越すものでございます。

事項別明細書 7 ページ及び 8 ページを御覧ください。

歳入では、1 款財産収入において不動産売払収入の136万8,000円を減額するものでございます。古屋団地の 2 区画のうち 1 区画について販売できなかったためとなります。

2 款繰入金において一般会計繰入金295万3,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、10 節需用費は、陽光台団地の道路側溝の修繕が必要になったため14万7,000円を増額するものでございます。27 節繰出金は、一般会計への繰出金136万8,000円を減額するものであります。12 節委託料では設計業務委託料等310万円を減額するものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第21号 令和 3 年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第 3 号）に

ついて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,520万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,199万7,000円にするものでございます。主な要因としては、国の補正予算がついたことにより、令和4年度事業を前倒しで行うため増額補正となります。

議案書7ページを御覧ください。

歳入では、1款繰入金、1項1目一般会計繰入金が207万1,000円の減額、2款県支出金、1項1目農業用水事業補助金で国からの補正予算がついたことにより、農村地域防災減災事業費補助金が1,727万9,000円の増額となります。

続いて、8ページを御覧ください。

歳出では、1款農業用水事業費、1項1目施設管理費で207万1,000円の減額となりますが、主な要因としては、10節需用費において電気料や施設修繕料が少なく済んだことにより、190万円の減額。その他端数整理による減額となります。

そして昨年度から実施しております農村地域防災減災事業において、12節業務委託料で農村地域防災減災事業費補助金の調査計画事業が国の補正予算により、令和4年度事業を前倒しで行うようになった関係で、1,727万9,000円の増額となります。

戻って4ページを御覧ください。

繰越明許費補正となり、2件ございます。

1つ目が、1項施設管理費において高山揚水場の遠隔監視システム落雷被害修繕工事で198万円ですが、こちら昨年7月に雷被害により高山揚水施設地下にある遠隔制御装置が故障してしまい、9月補正により予算措置させていただきましたが、コロナ禍の影響により制御盤の部品が入荷してこなくなり、3月末までには納入の目途が立たない理由から繰越事業となります。

次に、2つ目の農村地域防災減災事業で1,940万円ですが、先ほど歳出のところで説明いたしましたが、国の補正予算がつき、令和4年度事業を前倒しで行うことになり、また令和3年度事業の入札差金を含めて、劣化状況評価調査7か所を行うため繰り越して行うというものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

続きまして、議案第22号 令和3年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）に

ついて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ522万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,347万6,000円とするものでございます。主に入札による執行残、実施精査による不用額などの減額補正となります。

議案書8ページを御覧ください。

歳入では、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金で258万4,000円の減額、7款村債、1項1目簡易水道事業債の公営企業会計適用債で200万円の減額となります。

10ページを御覧ください。

歳出では、2款水道事業費、1項1目水道管理費、12節委託料では、入札減411万6,000円の減額となります。

戻って4ページを御覧ください。

地方公営企業法適用支援業務の継続費の補正となります。

総額については、入札により減額となっております。

当初の計画ですと、令和3、4年度の2か年で業務を行う予定でしたが、財務会計システムの選定等に時間を要するため、また他町村の動向を踏まえ1年間延長し、3か年の継続事業としたいものとなります。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第23号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ584万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,701万5,000円とするものです。主に入札減や実施精査による不用額の減額補正となります。

議案書8ページを御覧ください。

歳入では、1款分担金及び負担金、1項1目水をきれいにする事業費分担金で、集落排水への新規つなぎ込みがなかったため、250万1,000円の全部を減額となります。

2款使用料及び手数料、1項1目水をきれいにする事業使用料では、下水使用料が当初の見込みより増えたため180万1,000円の増額、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、歳出の減額により404万8,000円の減額となります。

10ページを御覧ください。

歳出では、1款総務費、1項1目一般管理費で財源の変更、2款事業管理費、1項事業管理費では、公営企業会計移行事務業務委託料、集落排水施設の事業管理費で、入札減、事業執行により不用額584万8,000円を減額するものとなります。

続いて、4ページを御覧ください。

継続費の補正ですが、簡易水道事業と同じく、令和3、4年度の2か年で進めている地方公営企業法適用支援業務において、財務会計システムの選定等に時間を要するため、期限を1年間延長し、3か年の継続事業としたいものとなります。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） 大変お世話になります。

私のほうから一般会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

まず、1ページを御覧いただきまして、第1条につきましては歳入歳出の予算の補正となります。

次に、第2条は継続費の補正、第3条では繰越明許費について、また第4条では地方債についてそれぞれの補正となります。

6ページを御覧ください。

まず、6ページ、第2表、継続費の補正となりますが、まず村史編さん事業につきましては、令和4年度に事業完了する予定となっております。当初見込んでいた冊数及びページの増を見込んで増額補正を行うものとなります。

次に、給食センター増改修整備事業については、令和5年度までの3か年計画であった事業を令和4年度までの2か年に変更するものでございます。

次に、7ページ、第3表の繰越明許費につきましては、それぞれ令和4年度へ繰越しをお願いします7事業について示したものになります。

次に、8ページ、第4表は地方債補正となりますが、県営林道事業につきまして事業の実績に合わせて起債の借入額の限度額の変更をお願いするものでございます。

次に、12ページをお願いします。

12ページから事項別明細書になりますが、歳入のうち主な内容についてご説明を申し上げますが、まず、1款村税ですが、収納実績により補正を、2款地方譲与税からそれぞれの項目につきまして、交付額の確定、また事業費の増減に対する計数整理となっております。

その中で、14ページの上段となりますが、10款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金では、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小事業者が所有する償却資産及び固定資産税等の軽減措置により減免となった補てんとして受入れをしたものでございます。

次に、その2つ下、13款1項6目農林水産業費分担金では、2者契約から3者契約に切り替わったため、森林組合で事業を行うこととなったため、水源林造林分担金を全額減額するものとなります。

次に、17ページになりますが、中段になります。

15款国庫支出金、2項2目総務費補助金、そのうち15節企画費補助金では、追加交付となりました新型コロナウイルス関係の臨時交付金、これのうち1,032万1,000円を令和3年度受入れて事業に充てるものとなります。残りの交付金につきましては、令和4年度の当初予算に組み入れしたものと、さらにその残りにつきましては、国において4年度への繰越しとなります。

次に、その下の31節戸籍住民基本台帳費補助金では、システム改修に伴う10割補助を受け入れるものとなります。

次に、21ページを御覧ください。

21ページの下段となりますが、19款2項1目財政調整基金繰入金では、令和3年度において繰出しの必要がなくなったため、全額減額するものとなります。

次に、歳出のほうを説明させていただきます。

25ページからとなりますが、歳出の補正につきましては、そのほとんどが経費の削減や新型コロナウイルス感染症の影響による事業の見直し等による不用額を減額するものでございます。

また、燃料費につきましては、燃料の高騰に伴い増額補正となっているものがございます。まず、32ページを御覧いただきたいと思えます。

2款総務費、1項8目電子計算費、こちらでは新年度に対応するためパソコン等購入費の増額をお願いするものでございます。

次に、34ページになりますが、2款3項1目戸籍住民基本台帳費では、住基システム費においてシステム改修委託料の増額をお願いするものとなります。

次に、45ページをお願いします。

4款衛生費、1項2目感染症予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

及び、次の46ページ上段になりますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種事業費において増額をお願いするものとなります。

次に、54ページになります。

6款1項5目農地費のうち、説明欄の中段となりますが、小規模農村整備事業では、地区の要望により設計委託料の増額と農道・排水整備工事の増額をお願いしているものでございます。

次に、61ページを御覧ください。61ページの一番下になります。

8款2項4目橋りょう維持費では、橋りょう長寿命化事業として田尻橋の工事費の増額をお願いするものでございます。

次に、77ページになります。

10款7項1目給食センター運営費では、給食材料購入事業において、材料費の値上がり等により増額をお願いするものとなります。

同じページの一番下になりますが、13款1項2目基金積立費では、まず財政調整基金への積立金の増額をお願いするものと、78ページを御覧いただきまして、それぞれの基金への積立を行うための増額をお願いするものですが、その中で、庁舎建設等基金積立金は、今回の積立てにより元金が3億5,000万円の積立てとなります。

以上で補足の説明とさせていただきます。詳細につきましては、議案調査の中で各担当から説明いたしますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 本件につきましては議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第24号～議案第31号の一括上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第26、議案第24号 令和4年度高山村一般会計予算から日程第33、議案第31号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算までの8議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第24号 令和4年度高山村一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度の予算ですが、予算規模といたしましては前年度比5.9%増の30億300万円の予算案となりました。

プラスとなった主な要因は、普通建設事業で減額となりましたが、物件費や補助金等、繰出金などの増額になったことによります。

令和2年度決算では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87.3%、前年度比4.1ポイントの改善となりました。実質収支は1億1,310万円の黒字ではありましたが、観光交流館整備や庁舎建設等基金への積立てなど、未来への投資の財源として財政調整基金を取り崩したことによって、実質単年度収支は8,821万円の赤字で、平成29年度決算から4年連続の赤字決算となっております。今年度においては、現在の見通しとして黒字決算となる見込みであり、5年連続の赤字決算は避けられそうな状況であります。

令和4年度についても、続く財政構造の脱却に向け、事業の優先順位づけを行い、実施時期の見直しや事業の廃止・縮小、各種補助金等の見直し、各種公共施設使用料等、受益者負担の在り方について、今後も検討を進めていきたいと考えております。

コロナ禍における新しい生活様式の実践により、仕事や生活環境の変化に沿った事業の取組を進めていかなければならないと思っております。

我々、基礎自治体は、国・県の方針を踏まえた上で、それぞれの地域の状況を分析し、方針を考えなければなりません。令和4年度予算編成における基本方針は、ポストコロナ次代を見据えつつ、本村の将来像である「笑顔で輝く高山村」の実現に向け、第5次高山村総合計画後期基本計画を基本として方針を定めました。

令和4年度に重点的に取り組む事業は、「国が示す成長を生み出す4つの原動力の推進に関すること」及び「むらの中心地づくり」の確実な推進に関することを上げさせていただきました。

まず、4つの原動力の一つ、活力ある地方創りに関すること。これは都市部から地方への人の流れを促進するとともに、観光再生や農林水産業など産業の活性化に関する事業が挙げられますが、現在、オープンに向けて準備を進めているたかやま未来センターさとのわを拠点として進められる「むらの中心地づくり」事業、移住定住の促進を図るため空き家の確保に関する事業、宅地造成事業などを継続して進めていくとともに、遊休農地の利活用・就農

支援など新たな事業を取り入れていきたいと考えております。

次に、子育て支援・少子化対策ですが、子育て支援策として、これまでも様々な助成事業を行ってまいりましたが、令和3年度において保育所が認可保育所へ移行し、幼稚園が認定こども園へ移行しました。また、4月より保育所業務を教育委員会にて事務の補助執行を行うことにより、保育業務の一元管理ができることとなっております。

給食費の無償化につきましては、4月から実施できるようにしていきたいと考えております。

次に、グリーン社会の実現ですが、近年、地球温暖化に起因すると考えられる気候変動、異常気象による自然災害により、世界各国で大きな被害が発生し、本村でも例外ではないと考えております。国において、2050年カーボンニュートラルが宣言されておりますが、本村においても脱炭素社会の実現に向けて、災害時のエネルギー確保、プラスチックごみゼロなどを盛り込んだ「たかやま5つのゼロ宣言」を村民皆様と一体となって取り組んでいきたいと考えております。過日開催された議会全員協議会の席上において宣言させていただきました。

次に、デジタル化の加速ですが、国においてデジタル社会の形成は、多様な国民がデジタル化の活用によってニーズに合ったサービスを選択でき、幸せになれる、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を進めていくとされております。

教育の現場ではデジタル化が進められてきていますが、これからはますますデジタル化が加速されてくることとなります。まずは、高山村としてできることから取り組んでいきたいと考えております。

今考えられることとしては、マイナンバーカードの普及促進として、住民票などの証明書のコンビニ交付などが挙げられますが、デジタル人材の育成を行い、デジタル化の実現に向けた取組を進めていきたいと考えております。

むらの中心地づくりは、「一人一人が次世代を思い100年先も住み続けたい持続可能なむらに」をコンセプトに進められております。先ほど申し上げた4つの原動力の推進を進めていく上においても重要な施策となり、4月には過疎地域の指定となることとなりましたが、高山村が持続的発展に向けた事業に取り組む上においても、重要な施策と考えております。

過疎地域指定に関する件につきましては、この後、林和一議員の一般質問の中で答えさせていただきます。

令和4年度予算編成に当たっては、議会から要望事項もいただいたところがございますが、

十分検討しなければならないこともあり、全てにお答えすることができませんが、「入るを量って出づるを制す」は財政運営の大原則ですから、極力無駄を省き、効率的な運用を目指さなければなりません。

村が自主的・主体的な地域づくりを進めていくためには、財政基盤の強化が不可欠でございます。住民サービスの向上を図るため、創意・工夫・節約でこれからも健全財政の堅持に努めてまいりたいと考えております。

なお、予算の内容につきましては、予算審査の中で各担当より詳細な説明をしてまいりますので、何とぞ議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 以上、令和4年度高山村一般会計の予算の説明が終わりましたので、暫時休憩といたします。

午後は、令和4年度の特別会計からをよろしく願いいたします。

午後1時から再開いたしますので、よろしく願いします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

それでは、先ほど令和4年度の一般会計の予算の説明が終わりましたので、特別会計からお願いいたします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第25号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険の中核として地域住民の健康維持増進に大きく貢献しております。中高年齢層や低所得者層の加入者が多く、医療費水準が高いといった構造的な問題を抱えており、その財政運営は大変厳しい状況が続いております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大による医療控えが懸念されており、慢性疾患の病状悪化等が危惧されております。

さて、令和4年度における国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

4億7,362万6,000円とし、前年度と比較すると4,224万8,000円の減額となりました。

歳入では、1款国民健康保険税で9,310万9,000円を見込み、前年度に比べ1,504万2,000円の減収を見込んでおります。

4款県支出金では3億3,425万9,000円、6款繰入金では4,103万9,000円、7款繰越金では15万4,000円、8款諸収入では506万1,000円を計上いたしました。

次に、歳出ですが、1款総務費では501万8,000円、2款保険給付費では3億2,536万8,000円、3款国民健康保険事業費納付金では1億2,356万円、6款保健事業費では1,331万1,000円、9款諸支出金では636万5,000円を計上いたしました。

引き続き厳しい財政運営になりますが、被保険者の方々の健康を第一に考え、早期発見・早期治療が医療費抑制につながりますので、保険事業の充実に力を注いでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、議案調査の中で説明させていただきますので、慎重に審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第26号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、県内全市町村で組織する群馬県後期高齢者医療広域連合により運営されております。

令和4年度における後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ5,563万5,000円に定めるものでございます。前年度と比較して468万5,000円の増額となります。

増額の主な要因については、令和元年度から実施されていた軽減特例が段階的に見直しをされたことにより、保険料収入が増加する見込みによるものとなります。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料で3,423万7,000円を計上いたしました。前年度と比較して349万円の増額となっています。

3款繰入金では1,727万8,000円、4款繰越金では1,000円、5款諸収入では411万9,000円を計上いたしました。

歳出では、1款総務費で147万9,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金で4,995万円、3款保険事業費で410万5,000円、4款諸支出金で10万1,000円計上いたしました。

詳細につきましては、議案調査の中でご説明させていただきますので、慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第27号 令和4年度高山村介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げ

げます。

介護保険制度は平成12年度から始まり、制度創設以来20年余りが経過し、幾多の改正が行われる中で高齢者の福祉制度として定着しております。

一方、高齢者単身世帯は徐々に増加しており、独り暮らしの高齢者や認知症高齢者への対応が施策として求められております。このような状況の中、高齢者が介護を要する状態になっても安心して暮らせる社会を実現するため、高山村老人福祉計画第8期介護保険事業計画を令和3年度に策定し、事業の運営、推進を図っております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染症拡大による介護サービスの利用控えが懸念されており、介護度の進行が危惧されております。

さて、令和4年度における高山村介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,566万8,000円に定めるものでございます。前年度と比較して2,600万4,000円の増額となりました。

歳入では、1款保険料で8,530万4,000円を計上いたしました。前年度と比較して194万6,000円の増額となります。

2款使用料及び手数料では108万円、3款国庫支出金では1億1,700万2,000円、4款支払基金交付金では1億2,662万9,000円、5款県支出金では6,865万6,000円、6款財産収入では1,000円、7款繰入金では8,849万3,000円、8款繰越金では850万円、9款諸収入では3,000円を計上いたしました。

歳出では、1款総務費で1,069万3,000円、2款保険給付費では4億5,973万5,000円、3款地域支援事業費では1,648万8,000円、4款基金積立金では1,000円、5款諸支出金では875万1,000円を計上いたしました。

詳細につきましては、議案調査の中でご説明いたしますので、慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第28号 令和4年度高山村土地開発事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度高山村土地開発事業特別会計予算においては、各団地の維持管理費を計上し、古屋団地残り1区画の早期販売の促進を進めながら、本宿田中地区の造成工事を進め、新たに五領下ノ宿地区の設計業務についても計上しており、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,302万7,000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、1款財産収入において土地売払収入2,702万9,000円、2款繰入金

において一般会計繰入金5,594万8,000円、3款繰越金において前年度繰越金として5万円を計上するものでございます。

歳出につきましては、1款事業費において宅地造成管理費で40万8,000円、宅地造成事業費で8,261万9,000円の予算計上するものでございます。

なお、詳細な説明については、予算審査の中でご説明をいたしますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第29号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,803万3,000円に定めるものでございます。前年度予算と比較して363万8,000円の増額となっております。

増額の主な要因としては、新規事業として1款1項1目長寿命化・防災減災事業において国の予算がつき、昨年度、農村地域防災減災事業により農業用水ため池の耐震・豪雨調査業務を行った8か所の農業用水ため池のハザードマップ作成業務を行うため670万円の増額、減額分では、昨年度実施した農村地域防災事業によるため池の耐震・豪雨調査業務が終了したため、300万円の減額となり、あとは施設管理費の減額と合わせて363万8,000円の増額となります。

詳細な説明については予算審査の中でご説明いたしますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第30号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出それぞれ6,683万9,000円に定めるものでございます。前年度と比較して6,716万2,000円の減額となります。

減額の要因は、令和3年度に権現地区の導水管布設工事及びポンプ場設置工事など、大規模な事業を実施したことによるものでございます。

歳入では、2款使用料及び手数料で、水道使用料4,449万6,000円を計上しました。前年度と比べて285万2,000円の減と使用料の減少を見込んでいます。

4款繰入金では、一般会計繰入金1,602万6,000円を計上しました。施設工事費の減により、前年度と比べて1,200万8,000円の減額となりました。

7款村債では450万円の計上で、前年度と比べ5,000万円の減額となりました。

予算書は9ページから御覧ください。

歳出では、2 款水道事業費で、水道管理費4,097万4,000円の計上をいたしました。前年度と比べ6,585万9,000円の大幅な減額となります。

以上、予算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては予算審査の中でご説明させていただきます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議案第31号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出それぞれ1億5,499万5,000円に定めるものでございます。前年度と比較して238万7,000円の増額となります。

歳入では、2 款使用料及び手数料で、下水使用料2,514万8,000円を計上しました。前年度と比べ214万6,000円の増と使用料の増収を見込んでおります。

4 款繰入金では、一般会計繰入金1億1,990万4,000円を計上いたしました。前年度と比べ490万3,000円の減額となります。

予算書は10ページから御覧ください。

歳出では、2 款事業管理費、1 項2 目東地区事業管理費で2,382万8,000円を計上いたしました。マンホールポンプの交換工事、施設内の機材更新工事等により、前年度と比べ283万8,000円の増額を見込んでおります。

以上、予算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては予算審査の中でご説明させていただきます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎一般質問

○議長（林 昌枝君） 日程第34、一般質問を行います。

◇ 山 口 英 司 君

○議長（林 昌枝君） 最初に、6番、山口英司議員の発言を許可します。

山口議員。

〔6番 山口英司君登壇〕

○6番（山口英司君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

コロナ禍におけるICTの活用状況はという件です。

新型コロナウイルスのオミクロン株急拡大の影響により、多くの小学校、中学校で休校、学年閉鎖、学級閉鎖を実施した事例が見受けられます。

上毛新聞の報道によりますと、2月9日時点で学年閉鎖や学級閉鎖を行なったのは、群馬県全体約600校の12.6%に当たる77校で、内訳は、幼稚園1校、小学校53校、中学校14校、高校6校、特別支援学校3校でした。

また、本年1月1日号に報道された群馬県内の小学校、中学校におけるクラスター発生は、小学校19校、中学校3校に上っています。さらに、吾妻郡内では、1月20日に1校、児童28名、職員2名のクラスターが発生、1月24日に1校、児童8名のクラスターが発生し、発表されています。このような場合においては、子どもの学びを最大限確保することが課題になってくると思います。

そこで、GIGAスクール構想により1人1台端末が実現し、オンライン学習による学びの確保が可能になりました。コロナ禍におけるICTの活用状況について、高山村の現状を教育長に伺いたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 教育長より答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山口 廣君） 山口英司議員の質問にお答えします。

コロナ禍でのICTの活用のご質問ですので、この点に絞ってお答えします。

校内での活用ですが、小中学校とも校長講和などや各種委員会の密を避けるためにオンラインで行ったりしています。また、課題を配信し、回答を回収するなども授業中で行っております。

端末の持ち帰りですが、小学校では4、5年が週2回程度、6年が必要に応じて週末と冬休みに持ち帰りを行い、課題の配信や学習動画による予習・復習を行っています。中学校は、夏休みや冬休みに端末持ち帰りを行い、課題の配信と提出、学習動画による学習を行いました。

た。

健康観察についても端末を利用しています。今年1月から小中学校の全児童生徒が同じ健康アプリを使い、登校後、各自の端末で体温の入力や、朝食を食べたか、気分はどうかなどを入力しています。結果については養護教諭が一覧表で確認し、健康状態を把握しています。

新型コロナに感染したり、濃厚接触者になったり、感染不安で登校できなかつたりした場合は、状況に応じて端末を持ち帰ってもらい、朝の健康観察をオンラインでしたり、授業をオンラインで受けたりできる整備は整っています。

また、学年閉鎖や休校なども想定して準備をしています。ただし、小学校低学年は家庭で端末を一人で操作するのは難しいと考えていますので、プリントなどの対応になります。

以上、山口英司議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） デジタル化についてなんですけれども、群馬県は令和4年度の予算で重点施策として教育イノベーションの推進を上げ、DX（デジタルトランスフォーメーション）を基盤とした、新しい学びの確立のためということで、教育イノベーション推進体制構築6,089万円、オンライン学習サポーター配置8,659万円を予算措置をしています。こういったことから、高山村の現在の家庭での休校や学校閉鎖時におけるオンラインの授業の配信が既に整備は整っているということでありまして、そういうことについては力強さを感じました。とともに、これからの吾妻郡、または群馬県の先端に行くそういった学習指導ができるのではないかとというふうに期待をしております。

それから、昨日の山本知事のブログなんですけれども、2月23日現在で新たに見つかった新型コロナウイルス感染者は742人ということで、心配なのは10歳未満の割合が26%まで上がっていること。10代の13%と合わせると39%、約4割にまで達していますということで、いわゆる保育所関係、こども園関係、それから小学校低学年、この辺の新規陽性者が増えていく。これらを懸念しているものだというふうに考えます。

ということで、高山村におきましても、ぜひこの辺に十分留意をしていただき、新規の感染者が出なければ一番なんですけれども、ぜひそのようにお願いをしたいというふうに考えております。

最後なんですけれども、高山村もiPadを活用していますけれども、活用するなどして、先ほど教育長言いましたが、健康観察を含めた児童生徒との対話時間の確保に努めるとともに、学習課題の提示や学習成果の回収等、学習支援及び家庭での学習状況の把握など、子供

たちの学びの確保に努めていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

◇ 林 和 一 君

○議長（林 昌枝君） 次に、3番、林和一議員の発言を許可します。

3番、林議員。

〔3番 林 和一君登壇〕

○3番（林 和一君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従い、過疎地域指定報道に伴う対応について、村長に質問を行います。

まず最初に、これは報道を基に行う質問であることをお断りしておきます。令和4年1月21日の毎日新聞の速報記事により入手した内容を基にしております。

総務省は過疎地域の指定を関係自治体に通知しました。正式には4月1日付の官報で公示することとなっております。

令和4年度に過疎地域に指定される自治体は全国1,718市町村のうち885市町村となり、初めて5割を超える状態となり、地方の衰退が深刻化しているとしています。他の詳細資料は省略いたしますが、新規指定となるのは全国で65市町村であり、そのうち自治体全域が過疎地域となるのは36市町村となります。ちなみに今回、群馬県下において全域が新規に過疎地域として指定を受けて追加されるのは高山村だけであります。

この指定を受けますと、法律に基づき過疎地域持続的発展市町村計画の策定が義務づけられることとなります。指定を受けての計画策定の作業は大変なものであろうと予想いたしますが、過疎地域指定の現実が見えているわけで、既に村長もこの支援制度を最大限活用していこうとする構想は頭に描くものがあると思っております。100年先も住み続けたい持続可能な村をつくり、笑顔で輝く高山村づくりのために、計画作成のための体制づくりから真剣に考えて取り組むものであろうと考えております。

私は、計画策定に当たり、いわゆるコンサルタントに一方的に頼るものでなく、真に実効性のある高山村の特色を生かした計画にしていく取組を望むものであります。単にコンサルに頼り、冊子としてまとめたものというようなものにならないよう取り組む姿勢をしっかりと整えてもらいたいと考えます。

当然のことながら、まだ何ら現実のものでもなく、詳細な検討も始まらない状況の中で、今回早々な質問を行うことといたしました。長期にわたり村のかじ取りとしての職にあり、村民の幸せのため村の将来を考える立場にあつて、余裕をもって構えているものではありません。現時点における計画策定に向けた取組への考えをお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま林和一議員から一般質問をいただきました。それにお答えしたいと思います。

過疎地域自立促進特別措置法の後を受けた過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法とは、令和13年3月31日までの時限立法として、昨年の4月1日に施行となりました。

まず、過疎地域持続的発展市町村計画策定までの流れを現時点で想定しているところをお話しさせていただきます。

4月に正式に指定された後に、直ちに計画策定作業に取りかかりたいと考えております。パブリックコメントなどの住民の意見を聞きながら、6月から7月に群馬県へ事前協議及び本協議を行わなければなりません。本協議が終了した後、9月の定例議会において議会での決議を経て計画発表となります。

計画策定に当たっては、コンサルタントに委託する予定はなく、担当職員を置き、副村長、教育長、以下課長職で組織する未来プロジェクト会議で内容を協議したいと思っております。

また、村の中心地づくり事業と重なるところがあるため、中心地づくりに携わる方々の意見も聞きながらの作業になろうかと思っております。

計画に盛り込む事業としてハード事業については公共施設等総合管理計画等、既存の計画との整合性を持たせなければなりません。ソフト事業については、地域の実情に合わせた持続的発展施策を計画しなければなりません。

計画期間については新法の対象期間となり、前期計画が令和7年度まで4年間、後期計画は令和8年度から令和12年度までの5年間となります。策定後はPDCAサイクルに基づく効果検証を実施しなければなりません。

なお、この過疎計画の見直しは随時行うことができ、軽微な変更は事後報告でも構わないということですが、事業名の追加等については議決が必要となるということです。いずれにいたしましても、短い期間で計画を策定しなければいけませんので、4月に入る前に体制だけは固めておきたいと考えております。

以上、計画策定に向けた取組の考えを申し上げましたが、今回の過疎指定をチャンスと捉えていき、高山村が100年先も住み続けたい持続可能な村、そして笑顔で輝く高山村の実現に向け前進をしていきたいと考えております。

以上、林和一議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

○3番（林 和一君） ただいまの村長の答弁の中で、コンサルは入れずに職員のレベルで対応していくという力強い話も伺いまして、大変よかったなというふうに思っております。

過疎地域指定を受けることにより、該当事業に対する補助の引上げや過疎対策事業債の元利償還金に対する7割の交付税措置といったものは、制度として法律により位置づけられたものであります。しっかりとした将来計画をつくることによって、教育福祉施設整備や交通手段確保などの事業を実施し、まさに持続可能な自治体をつくり上げていくための財政的支援であります。

過疎地域指定の上にならなくても甘んじることなく、過疎脱却に向けて方策をまとめ上げるために、職員の能力の結集が非常に大切であろうというふうに思い、その意思を表明いただいたことは大変ありがたいというふうに思っております。

国策におきましても、東京一極集中は改善される様相はありません。そんな中で、全国の過疎とされる自治体は我も我もと声を上げ、情報発信をしております。一村独立で歩む高山村にあって、自分たちで考えていくぞとする気構えを持つことこそが高山村の将来を担う行政の責任であろうというふうに思います。

この私の意見に対して、村長が追加してお考えがありましたら、お伺いをしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） これからの推移でありますけれども、過疎地域に指定されたということは、私どもにとって随分有利なことでありました。昨年ですか、この過疎指定をしてくださいという協議会の責任者の方から手紙等々来ましたが、その回答を待たずして指定を受けたということは、本当にありがたいことであります。

高山村に必要なことは、これからきちんと副村長をはじめ、課長等々で組む未来プロジェクトの中で高山の在り方をこれから検討し、必要なものは整備をしていくということになるかと思っております。

また、これに対しては議員の皆さん等々にご協力をいただいて、よりよい高山村をつくり

上げていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いたします。

◇ 後 藤 肇 君

○議長（林 昌枝君） 次に、4番、後藤肇議員の発言を許可します。

4番、後藤議員。

〔4番 後藤 肇君登壇〕

○4番（後藤 肇君） 一般質問をさせていただくのを光栄に思っているところでございます。

では、早速、質問に入らせていただきます。

平成27年度に第5次高山村総合計画がスタートしました。中盤から後半の重要な時期にコロナ禍となり、その対策に追われてきました。ここに来て、第6波も先が見えた気がいたします。

そこで、終盤で総括の行われることと思いますが、先日の当初予算の説明会時に第6次高山総合計画が発表され、令和4年度から令和6年度までの3か年で策定するとの説明がありました。これは高山村の将来を決定する最上位の計画であると認識しております。この計画をより実行性のあるものとするために、村民の協力、理解が不可欠だと感じております。

そこで、第6次高山総合計画作成までのスケジュールと村民の意見を反映させるための手段をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤肇議員の一般質問についてお答えをいたします。

既存の第5次高山村総合計画につきましては、平成27年3月に村の最上位計画として平成27年度から令和6年度の10年計画で策定いたしました。

令和7年度、新たな6次高山総合計画に向けて令和4年度から3か年の計画準備において策定を進めていきたいと考えております。

令和4年度の当初予算において3か年の継続費として計上しております策定までのスケジュールについてですが、令和4年度においては現在の後期基本計画を進めながら、計画策定の体制づくり及びスケジュールを検討し準備を進めていきたいと考えております。

令和5年度は村づくりの指針となる基本構想について村民の意見を反映させるため、地域のヒアリング等を実施し、村づくりワークショップ等を立ち上げて課題の洗い出しを進めてまいります。

同時進行にて策定委員会等の立ち上げを行い、基本構想を決定し、村づくりワークショップ等の中で議論を重ねて、住民アンケートを実施し、政策について検討してまいります。

準備期間の最終年度の令和6年度中において基本構想を踏まえた基本計画を定め、第6次高山村総合計画の策定を行ってまいります。

以上、後藤肇議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 細かな村長の説明、分かりやすく、理解できるところはあったわけですが、私が考える中での一つの案としては、アンケート、やっぱり村民の意見とかそういうものが最初にあって、その次に総合計画とか、そういう段階に入ったほうが計画も立てやすいのかなという感じを持ったわけですね。

第5次の総合計画の中にも、村民の意見を取り入れるという項目も、たしか施策と実行化方策の中にもあったわけですが、なかなかその辺が、さっきお話したように、コロナ禍においてということでなかなか実施ができなかった部分は十分分かるわけですが、やはりそういう中でも何らかの方法をとって、村民との意見交換なりを進めていった中で総合計画または基本計画が立てられたほうが立てやすいのかなという感じがあるわけですが、その辺の考えについて村長のご意見を伺えればと思います。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま計画を立てる順序として、一番初めに村民の意見を伺うところの考え方だと思います。私どもも、今まで村の計画を何度となく経験をしてきただろうと思います。その中で、村の人の意見あるいは議員さんの意見を拝聴しながら策定してきたものと思います。

今回の総合計画に際しても、やはり村民の意見というものが非常に大切であろうかと思えます。その辺を十分吟味をして、議員さんの意見等々聞かせていただきながら策定をしていきたいというふうに考えております。

これからやることですから、村民の意見が反映されるように、そういった工夫は必要かと思えます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 分かりやすい答弁でありがとうございます。

やはり村民、民意の意見というのは1人でも多くこの行政の中に反映させていただくことがやはりまとまっていく第一かなということを考えますので、コロナ禍ではありますけれども、ぜひ多くの機会をお持ちいただいて、その中から意見の集約等をしていただき、計画を立てていただければありがたいかなと思いますので、今後ともぜひそういう場を設けていただきながら前進していただければいいんじゃないかと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 以上で一般質問を終わります。

◎休会について

○議長（林 昌枝君） お諮りします。議案の調査及び審査のため、2月25日から3月8日までの12日間、休会といたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、2月25日から3月8日までの12日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（林 昌枝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回の本会議は3月9日水曜日、午前10時から再開しますので、定刻までにご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時46分

令和 4 年 3 月 9 日（水曜日）

（ 第 2 号 ）

令和4年第1回高山村議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年3月9日(水) 午前10時開議

議事日程(第2号の追加1)

- 日程第1 発議第1号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻を非難し即時撤退を求める決議
について
- 日程第1 委員会報告
- 日程第2 議案第3号 たかやま未来センター「さとのわ」の設置及び管理に関する条例
の制定について
- 日程第3 議案第4号 高山村テレビ無線共聴システムの設置及び管理に関する条例の一
部改正について
- 日程第4 議案第5号 高山村職員定数条例の一部改正について
- 日程第5 議案第6号 高山村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
改正について
- 日程第6 議案第7号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につい
て
- 日程第7 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第9号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第10号 高山村介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 道の駅中山盆地高山観光交流館昇降機・浄化槽・受水槽設備設置
等工事の変更請負契約について
- 日程第12 議案第13号 高山村立学校給食センター改修工事の請負契約について
- 日程第13 議案第14号 指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第15号 村道路線の廃止について
- 日程第15 議案第16号 令和3年度高山村一般会計補正予算(第11号)
- 日程第16 議案第17号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第18号 令和3年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

- 日程第18 議案第19号 令和3年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第20号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第21号 令和3年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第22号 令和3年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第23号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第24号 令和4年度高山村一般会計予算
- 日程第24 議案第25号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第26号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第27号 令和4年度高山村介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第28号 令和4年度高山村土地開発事業特別会計予算
- 日程第28 議案第29号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計予算
- 日程第29 議案第30号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第31号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算
- 日程第31 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について
- 日程第32 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから令和4年第1回高山村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎発議第1号について

○議長（林 昌枝君） お諮りします。ただいま、山口英司議員ほか8名から発議第1号が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 追加日程第1、発議第1号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻を非難し即時撤退を求める決議についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

山口議員。

○6番（山口英司君） 発議第1号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻を非難し即時撤退を求める決議について、趣旨説明を申し上げます。

本事案については、新聞やテレビニュースにおいて連日報道され、議員各位も既にご承知

のことと推察いたします。

去る2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始しました。さらに、ロシア元首は核兵器の使用も辞さない旨の発言をして他国を威嚇するなど言語同断であり、断じて容認することはできず、非難をするものであります。

現在の状態が長引けば第3次世界大戦へ発展する懸念もあり、何とかこれを止めなければなりません。また、日本政府にはウクライナ国民の安全確保、ひいては日本国民の安全確保のため国際社会と連携し、積極的な対応を求めるものです。

議員各位の賛同をお願いし、発議第1号の趣旨説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻を非難し即時撤退を求める決議についてを採決します。

本件は原案のとおり決議することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり決議されました。

◎委員会報告について

○議長（林 昌枝君） 日程第1、委員会報告を議題とします。

総務文教常任委員会の報告を求めます。

林議員。

〔総務文教常任委員長 林 和一君登壇〕

○総務文教常任委員長（林 和一君） 総務文教常任委員会行政調査報告。

令和4年第1回高山村議会定例会。

令和4年3月9日、総務文教常任委員長、林 和一。

総務文教常任委員会では、3月4日午前9時より議員控室において委員会を開催し、所管事務調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

当日は全委員及び林議長並びに教育委員会より山口教育長、金井教育課長、大淵補佐の出席をいただきました。

調査事項として取り上げたのは、学校現場におけるいじめ問題の実態と対策であります。

事の発端は本年1月5日付上毛新聞のみんなの広場欄に掲載されたいじめ解決は行政の責務とする、題する県内在住の70歳男性からの投稿を読んで、村内住民より高山村でも無視できないのではないかという問題提起がありました。投稿記事の概要は、いじめは犯罪であり、その証拠立ては警察の職務であるとし、重大事態発生の対応で学校の責任が問われてきたが、子供の命を守るのは政治の責任であり、子供たちが生き地獄となるようなことがないような対策をすべきではないかと問いかけています。

事前調査をしたところ、県教育委員会事務局の義務教育課生徒指導係によりますと、学校現場に警察力のような形を配置するようになったのは、しばらく前から制度化されており、警察や教職員OBを充てているとのことでした。県としては市町村からの派遣要望を聞き、その中から重点校として判断する中で派遣先を割り当て、派遣先の教育委員会から委嘱を受けて嘱託職員として活動しているとのことであり、現在県下では17人が配置をされております。

前橋市の中学校において実際にその職務に携わっている方の話を伺いましたところ、初期対応は学校内での調査を基に、学校内で教職員が対応していくわけですが、事件性のある事案については嘱託職員の立場にあつて、生徒と直接接していきとのことでした。また、生活面の指導や実際に教室に入って生徒の状況把握と指導に当たることにもなるそうです。調査に当たり、高山村の教育分野におけるいじめ問題について教育長から制度上のことや全体的な状況を説明いただき、担当職員から具体的な事案についての説明を受けました。教育現場では大変細かい内容でいじめ防止の決まりが作成されており、児童生徒からアンケート等で毎月情報収集をしたり、また、タブレットを利用して入力することでいじめ事案の情報について児童生徒本人が直接通報することも可能となっています。

しかしながら、多くの面で役に立つタブレットであっても、逆にこれを使ったいじめの事案も心配される中で、端末機器類の中身を定期的にチェックし、大きな問題になる前に対応しているとの話がありました。また、学校への持込みは認めておりませんが、スマートフォ

ンに関して中学生になると多くの生徒が所持している状況であり、このことを事実として認識した上で重大ないじめの事案が起こることのないよう適切な指導が行われているとの説明がありました。

なお、多くの子供たちが関わっている各種ゲームに伴ういじめのような事案が認められたケースが出ていたこともあったようでございます。幸いに、今のところ高山村では警察が介入するような重大事案はないという説明でありました。もとより、今回の委員会調査に当たっては、投稿にあった警察力のような抑止力まで学校現場に配置を求めるものではないことを申し添えます。

以上、お世話になりました関係職員の方にもお礼を申し上げ、総務文教常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（林 昌枝君） 以上で委員会報告を終わります。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第2、議案第3号 たかやま未来センター「さとのわ」の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は2月24日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 議案第3号の高山村未来センターさとのわの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第14号 指定管理者の指定についての議案質疑の前に、ここで質問をしておきたいと思います。

（仮称）観光交流館の施設完成後の管理は振興公社による指定管理が前提で事が進んでいる中で、その際の施設貸付けの料金について上乗せは考えていないとする説明でありました。この先においてもこの考えを固定化するものなのかどうかを確認いたしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

林議員のご質問にお答えをいたします。

指定管理者、実際的なものにつきましては振興公社にお願いするというので、附則のほ

うにも手続きのほうについては準備行為としてうたわさせていただきます。その中で指定管理者の上乗せ、今後あるかどうかというの関係なんです、実績、また、協議をしながら今後決めていきたいと思えます。

ただ、今のところについては上乗せはないということで判断をさせていただければと思えます。ただ、指定管理者であります振興公社のほうが実際経営の関係につきまして結果が出たりそういう部分を踏まえて今後協議を進めていければと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

野上議員。

○5番（野上富士夫君） 第8条に使用料の規定が定められております。多目的交流室、ワーキングスペースを利用するものについては、1時間につき1,000円と。この金額は上限ですので、指定管理者が村長と協議をして決めるということなんでしょうけれども、この間現場を見させてもらいまして、多目的交流室あるいはワーキングスペースの利用について、その使用目的によって費用徴収は当然かと思えますけれども、ワーキングスペースや何かでちょっと村民が何かをするというようなものにつきましては、予算審査の時点でも申し上げましたけれども、ぜひ、使用料を減免してもらえればと思えます。村長の減免規定があればと思っておりますので、ぜひ、その辺も考慮していただければと思えます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

野上議員のご指摘なのですが、第8条の関係で別表で使用料ということで上限額を決めさせていただいております。減免規定も村長が認める部分であれば、公益上必要であれば減免をさせていただくようなかたちになるかと思えます。実際この多目的交流室とワーキングスペースにつきましては貸切りを前提でこういうかたちで料金設定をさせていただきましたので、その中で住民の方が使ったり、あと、公益、公共で使った場合については減免規定を適用させていただければと思えますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

○議長（林 昌枝君） 野上議員。

○5番（野上富士夫君） 前向きな答弁をいただいたわけですがけれども、今減免規定を適用してとありますけれども、減免規定の文言はどこかにあるのかな。9条ね。結構です。あそこでちょっとして利用したら700円だか800円だか取られたと、村民から苦情が出るようなこ

とがあつてはならないと思いますので、ぜひ、村民については減免規定を適用でお願いをしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 たかやま未来センター「さとのわ」の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第3、議案第4号 高山村テレビ無線共聴システムの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は2月24日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 高山村テレビ無線共聴システムの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第5号 高山村職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

本件は2月24日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

5番、野上議員。

○5番（野上富士夫君） 今回の職員定数条例の改正は、村長の事務部局の職員の上限を5人増員し、50人を55人に改め、職員数の合計は70人が75人となります。村民の多様なニーズに対しきめ細かな行政サービスを提供する、あるいは新たな業務の増大に的確に対応するにはある程度の職員確保は必要であると思われまます。

新年度における正職員は61人、再任用職員のフルタイムは4人、再任用職員の短時間勤務は2人、会計年度任用職員は46人で職員と名がつくものは合計113人になります。新年度における人件費は6億6,482万円で、前年度対比3.5%の増、金額で2,266万1,000円の増額となり、システム関係費は令和元年度では1億円、令和2年度では1億4,000万円経費がかかっておりまして、システム関係費をはじめ各種委託料等の物件費は5億7,114万1,000円で前年度対比15%の増、金額で7,458万3,000円の増額となりました。財政運営に当たっては常に経常経費を節減し、財政構造の弾力性を確保しなければなりません。人件費や物件費の増加は75%以下が望ましいとされている経常収支比率が高くなり、財政構造の硬直化をきたします。

ちなみに、令和2年度の経常収支比率は87.3%でした。近年の人事管理は段階的な定年延長、再任用職員制度、会計年度任用職員制度も考慮をしなければならず、複雑になりますが、職員の数については定数条例の範囲内であるからと安易に増やさず、各種研修の実施等による職員の資質の向上及び効率な定員管理と適正な人事管理が望まれます。

過去においては盛んに町村合併が叫ばれ、地方交付税が5年間で5億円減額となった平成

16年度から平成21年度の6年間においては退職者が19人おりましたが、職員の採用は全くありませんでした。今後の職員数の在り方について村長の考えをお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま野上議員の質問にお答えいたします。

野上議員言われるように平成16年から平成21年にかけて行政改革に取り組み、新規職員の採用を抑制してまいりました。これにより平成22年度の正規の全体の職員数は61となり、現在の定数管理上の職員数と同じとなっております。村長の事務部局の職員の職員数は現在49となっており、令和4年度において新たな介護保険の事業により保健師1名の増員を行うもの及び保育所において保育士の正職員の1名の採用を行い、増員を行うものであります。これにより村長部局については51名となる予定です。保育士及び幼稚園職の資格を持った職員の確保が年々困難になっており、安定した保育の充実を図るためには正職員への登用も致し方ないと考えております。定年の引上げが令和5年度から開始されることとなりますが、今後も必要な職員数をしっかり見極め、再任用職員制度及び会計年度任用職員制度との調整を取りつつ、不必要な増員は行わないようにしていかなければならないと考えております。

また、職員の資質向上についても大変大事なことであり、デジタル人材の育成など専門的な知識が必要な業務なども発生してきますので、ここ最近コロナ禍の影響によりできなかった職員の研修につきましても状況を見ながら実施していきたいと考えております。

以上、野上議員の質問にお答えし、ご理解をいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

○議長（林 昌枝君） 5番、野上議員。

○5番（野上富士夫君） 村長の答弁のとおりでございますけれども、会計年度職員、フルタイムは定数条例に関係しますけれども、短時間勤務の者は定数には含まれないというようなことから往々にして増えるような傾向になろうかとは思いますが、その辺は適正な人事管理の下、経常経費の抑制に努めて健全財政の堅持をお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 事業のマネジメントを受けるために、恒常的に高額な費用を払うケースが見受けられます。人事管理上でそもそも特化した人材の確保、このような考え方について執行部ではそういうのは持っていないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） ただいまの林議員のご質問でございますが、専門的な特化した人材につきまして、例えば先ほど村長が申し上げましたデジタル化の専門職、こういったものについて国のほうでも民間企業からの派遣という、そういったことも、制度がございます。こういった制度をうまく活用できればと思うのですが、なかなかこういった分野が必要かというところがまだ我々としても把握できていない部分もございますので、その辺も見極めながら国や国の制度等を活用してそういった人材の確保に努めていきたいとは考えております。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 高山村職員定数条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第5、議案第6号 高山村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は2月24日に上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから議案第6号 高山村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第6、議案第7号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は2月24日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は2月24日に上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第8、議案第9号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本件は2月24日に上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 今回の改正議案については、上位法令の改正に伴い6歳未満児がいる子育て世帯の税負担を軽減する支援策であるという内容でございますが、これに伴い国保税に影響する税額軽減額の総額はどのくらいになるのかご説明をいただきたいと思っております。

○議長（林 昌枝君） 会計管理者星野茂樹さん、お願いします。

○会計管理者兼税務会計課長（星野茂樹君） 林議員よりの質問で、今回の条例改正により6歳未満の未就学児への軽減策についてなのですが、国保税の軽減額はどの程度になるかとの質問について回答いたします。

この、今回の改正の施行は令和4年4月1日ということですので、あくまでも令和4年1月末現在での試算でお答えいたします。

軽減の対象となる未就学児は15人程度で、軽減額は20万円程度と試算されます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第9、議案第10号 高山村介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件は2月24日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 高山村介護保険条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第10、議案第11号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とします。

本件は2月24日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第11、議案第12号 道の駅中山盆地高山観光交流館昇降機・浄化槽・受水槽設備設置等工事の変更請負契約についてを議題とします。

本件は2月24日に上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 議案第12号 道の駅中山盆地高山観光交流館昇降機・浄化槽・受水槽設備設置等工事の変更請負契約ということですが、6,435万円から6,893万7,000円に458万7,000円の増加ということですが、この内容についての詳細な説明と完成間近のこの時期にきて設計、当初の設計等に問題というのとはなかったのでしょうか。また、458万7,000円の財源ですが、この後出てくる議案の16号の一般会計の補正予算にも、それから、来年度の令和4年の当初の予算にも計上をされていません。財源はどこから出るのか、その説明もお願いをいたします。

○議長（林 昌枝君） 振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

奈良議員のご質問にお答えをいたします。

昇降機、浄化槽、受水槽の変更、請負契約の変更ということになります。実際どうして456万7,000円ですか、458万7,000円ですね。この増額の理由なのですが、浄化槽部門、1階の部分なのですが、どうしても当初設計よりも大きな設計で誤差が生じ、誤差というか1メートル以下の部分が生じておりました。その部分でどうしても、盛土の関係がどうしても増額になってしまうと。その分の変更の金額となっております。

実際予算の関係なのですが、予算額、令和2年度の予算になります。1億6,059万1,000円を繰越しをして3年度に繰越しを使っています。その範囲内で執行できるということになります。ただ、その入札差金とかそういう部分もありまして、その中で予算の中で執行ができるということで、うちのほうも補正はしておりません。

実際この大きな理由なのですが、当初から本当にその設計を精査をして実際その差異が正直分かればよかったですのですが、実際現場の中で分かってきた部分で、当初設計と高さの違いが1メートル程度出てきたと。その関係でどうしても盛土の部分を盛らないとどうしても浄化槽の頭が出てしまうというかたちになりまして、今回については変更ということをお願いできればと思います。どうぞ、ご理解をいただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） その1メートル程度の誤差があったということなのですが、もうその設計からというんですか、大分その時期がかなりたっているわけで、その後も変更、設計も変更されたわけですね、そんな中でそれが分からなかったのかということがまず疑問になります。それと、一般的に請負契約を交わせば、ほとんどその請負契約の中で処理されるのが通常じゃないかなと、そんなふうにも思います。一般のですよ、一般の公共事業ではなく

て、そういうところはそうなっているような気がいたします。

そういう増減というんですか、予算の増減について観光交流館の総予算といいますか、そういうのについてもどこにどのくらいかかったかというようなことを教えていただければ、総予算ですかね、そういうところもちょっと教えていただければありがたいのですが。よろしくをお願いします。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 引き続きまして、観光交流館、仮称の現在さとのわというかたちの名称が決まっております。その中の設計から施工までの関係の建築の総額なのですが、トータルで7億8,674万円程度になっています。7億8,674万円です。実際その中身なのですが、設計、当初設計と施工監理を含めた金額なのですが、それが6件業務委託をしております。その金額につきましては5,375万円です。建築費、こちらについては3件の工事が該当になります。本体工事と今回を含めた浄化槽の工事等になります。その総額は5億5,660万円でございます。5億5,660万円でございます。あと、造成費ということで5件の工事を発注をしております。その金額のトータルが7,882万円でございます。あと、備品関係なのですが、いろいろ備品を購入しております。その中で8件ということでそのトータルの金額が1,276万円でございます。1,276万円でございます。あと、外構等の整備工事、こちらについては1件でございます。こちらの工事につきましては今1階の駐車場、そして侵入道路の工事になっております。1件ということで3,069万円でございます。最後になりますが、厨房設備関係ということで1件設置工事を発注をしております。その金額が5,412万円でございます。トータルで7億8,674万円でございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 詳しい説明をしていただきました。

村民の方々からも大変注目されている事業で、一日も早い完成といいますか、一日も早い営業というのをお願いを申し上げまして、私からの質問は以上で終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 道の駅中山盆地高山観光交流館昇降機・浄化槽・受水槽設備設置等工事の変更請負契約についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第12、議案第13号 高山村立学校給食センター改修工事の請負契約についてを議題とします。

本件は2月24日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 高山村立学校給食センター改修工事の請負契約についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第13、議案第14号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件は2月24日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 過去1年間の社会情勢を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発出、蔓延防止等重点措置の適用に伴い、外出自粛や飲食店などには時短要請が行われ、たかやま振興公社の経営に対する大きなマイナス要因が連続してあったと考えられます。

令和3年度も既に11か月が経過しています。そこで、株式会社たかやま振興公社をたかやま未来センターさとのわの指定管理者として指定することの賛否を検討するには、株式会社たかやま振興公社の現在の財務状況について伺っておかなければなりません。

令和4年3月期の決算についてもある程度見えてきているのではないのでしょうか。説明をお願いします。

○議長（林 昌枝君） 副村長、平形郁雄さん、お願いします。

○副村長（平形郁雄君） 山口議員のご質問でございますが、株式会社たかやま振興公社の令和3年度の決算見込み、まずこれにつきまして私から答弁をさせていただきます。

指定管理者の管理運営につきましては、コロナ禍の影響により大変厳しい営業を余儀なくされておるところでございます。本年度の決算見込みにつきましては、現在の営業状況で推移できれば黒字化が見込めるものと確認をいたしてございます。この黒字化につきましては議員各位の指定管理者の施設管理運営に対する深いご理解、これがあったことによるものと改めて感謝を申し上げる次第でございます。

公社がこのコロナ禍で大変売上が悪いということで、金融機関からの借入れを起こしておるわけでございますが、これにつきましては4,000万円の借入れのうち2,500万円が現在活用されております。手持ちが約1,500万ということでございますが、今後につきましては営業努力をいたしまして借入れの返済に向けて鋭意努力していかなければなりません。また、令和4年度につきましては管理運営でございますけれども、今回この指定管理者の指定をたかやま振興公社が受けるということになりますと、大変経営をする側といたしましては厳しい状況であろうかと思っておりますけれども、これも議員各位のご理解をいただきながらご意見等もいただきながら、大前提が村民福祉の増進ということでございますので、それに沿ったかたちで村民に愛される施設にしていければと考えておりますので、今後一層のご意見、ご指

導、ご協力をお願いいたしたいと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

山口議員。

○6番（山口英司君） 今説明いただいたのですけれども、黒字化が見込めるというだけで詳しい説明はしていただけませんでした。もう2月も終わっていますし11か月分の売上高とか損益計算、試算表、これに基づいてそういったものが出ているのではないのでしょうか。この点について分かれば教えてほしいのですけれども、いずれにしても過去6年間の数字をこうに振り返ってみたのですけれども、その中で営業利益、粗利ですね、粗利がマイナスが5回、6年のうちですね。プラスが1回。その最終、今度は利益になるのですけれども、この最終利益についてはプラスが4回、マイナスが2回と、こういうかたちだと思うのですけれども、内容はだから、考えてみますといずれにしても本業では利益が出ていないという状況ではないかと思います。いずれにしても本業外、営業外利益、これがプラスされて最終的に利益計上がされている。それが6年のうち4回あったと。ですから、とにかく、やっぱり事業をやる以上は本業で儲けを出さないとということになると思うのですが、その点についてもお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（平形郁雄君） 山口議員がおっしゃるとおりでございます。令和3年度につきましての決算の見込みでございます。これにつきましては、山口議員からご指摘のとおり単純に売上額から経費を差し引きますと、約2,300万円のマイナスということでございます。これに雑収入、また、村からの委託金等々含めまして先ほど言いました黒字化ということで、黒字の黒字が500万前後ということを予想してございます。これにつきましては、議員さんのご理解がいただいた中での管理運営ということになりますけれども、売上げの増加を見込むときにおいて、非常に現状では厳しい状況であろうかと思えます。

しかしながら、現在行っております中期経営計画がございまして、そちらをその計画をしっかり推し進めて売上の増額を見込むような営業努力が必要かと思えます。具体的に申しますと、例えばキャンプ場、これにつきましては昨年から営業日数を増やしたかたちで、増やせば増やただけの効果があるということで、また、今年度は3月の末から営業をしてみようじゃないかというようなことで、現場では話をして、そういったかたちでいろいろ試行錯誤をしながら営業ができればと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど繰り返しのようになりますが、借り入れた金額を早く返済して、

村への使用料年間500万というものが早く返済できるようなかたちの運営ができればと思います。努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 第3セクター等の経営健全化方針ですね、だから中期経営計画だとは思いますが、令和4年3月期の売上高で2億4,563万1,000円、3月期当期利益で314万6,000円の目標を掲げているのですけれども、ぜひ、この点についてはクリアしていただきたいし、していただけるものというふうに今の説明では理解したいと思います。

そういった中で、とにかく過去を振り返ってということなんですけれども、労務費の増加というのが、ここがやっぱり一番の問題かなというふうに思います。平成29年度で7,154万6,000円、労務費、計上されているんですけれども、これが令和3年になりますと8,654万4,000円、比較しますとプラス1,499万8,000円、約1,500万円の増加をしています。この辺が大きいのではないかと。これからまた社員の増加等があると、さらに労務費、増加して経営圧迫要因になるのではないかとというふうに思います。

それから、現在のその燃料費の高騰、それから、先ほど副村長言われました指定管理施設の使用料、これが500万円、こういった件は3年度ですと、違う、すみません、2年度ですか、2年度は500万は免除になっているんですね。だから、この辺がやっぱり問題かなというふうに思いますので、今後ともそういったところを十分検討していただいて、経費の節減に努めていただき、なおかつ先ほど言われましたそのキャンプ場の件なども今度は通年計画でもいいのではないかとというふうに、営業ですね、思います。キャンプ大はやりです、今。キャンプ場、予約の、有名キャンプ場なんかだと予約を取るのが大変だというふうに聞いております。また、グランピングだとかこういったことも大変ニュースになっていますので、またこの辺を計画するのもいいかなというふうに思います。

いずれにせよ、プラスに、営業をプラスに売上高、利益とも計上していただけるよう頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 指定管理者の指定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第14、議案第15号 村道路線の廃止についてを議題とします。

本件は2月24日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） この廃止についてなんですけれども、廃止後の管理とか道路の扱いはどのようになるのでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 建設課長。

○建設課長（飯塚優一郎君） ただいま平形議員から村道の廃止後の管理の状況がどうなるかということの質問がございました。現在NTTと村とのほうの協議をしておるのですが、今後は国有林野についても生産森林組合についても作業道は必要だというような意見がございますので、今後は作業道または林道として管理をすることになると思います。どちらで管理をするかというのは、まだ詳細が決まっておきませんので、今後協議のほうをさせていただいて、決定させていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） 管理もそうなんだけれども、第三者で多分話合うと思うのですが、子ども、子持山に上る登山道としても有効活用できるので、その辺も含めて話合いのときによりよく検討お願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 今回大きな路線になる千駄平線の廃止に伴いまして、将来に向けて村の財政的負担が生じてくるようなことへの見通しはいかがなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 建設課長。

○建設課長（飯塚優一郎君） ただいま林議員のご質問ですけれども、財政的な面というのは交付税措置とかそちらのほうの関係ではなくて、今の路線の維持管理のほうの関係ですか。現在の千駄平線については村道には認定してありますけれども、国有林のゲートで閉まっています、維持管理については利用者であるNTTのほうで現在のところ管理のほうを行っていただいております。今後、国有林の部分については国有林、生産森林組合の部分については分収造林になっておりますので、分収造林のほうはそちらの作業道であれば修理費等の維持管理費のほうは国費のほうから入ってくるということになりますので、村としては維持管理については費用が発生しないようなかたちにしたいというのが一番いい案かなとは思いますが。

ただ、作業道の上の格の林道として管理することになりますと、林道は村が指定するものになりますので、管理者が村長になります。そうすると、管理のほうは村のほうで費用を出してしなくてはならないということになりますので、先ほど申しましたように前者のほうは村のほうは負担なく管理ができますので、そちらのほうをちょっと第一候補として協議のほうは進めていくのがいいというふうに考えております。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号 村道路線の廃止についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

◎議案第16号～議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第15、議案第16号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第11号）から日程第22、議案第23号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）までの8議案を議題とします。

本件は2月24日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に議案第16号について質疑を行います。

なお、質疑の際にはページ及び事業名称など質疑箇所を明示してからお願いいたします。

4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） そうすれば2款1項、27ページですね。この中に職員のメンタルヘルス対策事業という項目がございます、減額にはなっているのですが、この内容をお願いできればと思います。特にこのストレスチェック分析業務委託料があるわけですが、この辺についてもよろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） 後藤議員のメンタルヘルス対策につきましてですが、令和3年度につきましての事業、当初予算で組まさせていただきましたが、結果として令和3年度のうちにちょっと事業できませんでした。内容をもう少し精査して令和4年度に改めて事業を実施したいところがございますが、ストレスチェックというのは職員のかかるストレス、いわゆる精神状態ですね。そこをチェックをして、その人が今どういう状況にあるかというところを診断をしていただいて、その診断結果が悪ければ医師の診断を仰ぐという、そういう流れになります。こういったかたちで現在職員がどれだけストレスを抱えているかというところをチェックをしたいというものでございました。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 課長が言われるように職員にもかなりのストレス、これは特にコロナ禍とかこういう業務体制の中では十分考えられることだと思うんです。健康管理は自分管理というより自己責任になるかもしれないですけども、ある程度分かることに関してはストレスをチェックしていただきながら、やっぱり健康管理していかないといい仕事もできない、いいアイデアも出てこない、そういった部分からこういう予算というのはなるべく取っていただきながら健康管理、普通の会社でいえば社員全員健康診断をやっているように、やはり広めていく必要はあるのではないかなと。特にこういうコロナ禍において閉じ籠もっている生活が長く続いていますので、ぜひ、こういう部分をもう少し活用していただき、新年度のほうの予算にも計上されていますので大丈夫かなと思うのですけれども、ぜひ、活用していただき、社員という職員の方がストレスのない環境の中でいい仕事ができる体制づくりというのをぜひ、お願いできればと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 57ページの林業振興費、6款2項2目ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業、その下で里山等環境整備事業なんですけど、この2つの事業にて総額750万円減額、その詳細説明をお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 大変お待たせしました。後藤議員からのご質問にお答えします。

まず、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業でございますが、こちらが550万円の減額となっております。こちらの内容につきましては事業の補助金となりますが、こちら事業量の実施見込みが少なくなったことによる減額ということで550万円の減額となっております。

また、里山等環境整備事業につきましては、こちらが200万円の減額でございますが、こちら業務委託料におきまして支障木、危険木の除去費用等の業務になりますが、こちら実績により減額となります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

小林議員。

○9番（小林 進君） 58ページ、農林水産業費ということで6款の水源林造林事業で2,783万4,000円、これ、昨年の予算とそっくりこれ減額補正になっております。この理由を教え

てもらえますか。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 小林議員からのご質問にお答えします。

分収造林事業についてですが、村と分収造林事業の契約をしておりました国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター、旧森林整備、森林開発公団、現通称名が森林整備センターとなりますが、そちらと2者契約を結んでおりましたが、令和3年4月より村と森林整備センター、吾妻森林組合の3者契約に変更となりました。このことは令和2年10月に開催されました議会全員協議会の際に分収造林事業の契約形態の変更について説明をさせていただきましたが、村と森林整備センターの2者契約では土地所有者の村が土地の提供、造林の実行を行い、森林整備センターが造林の実行に必要な費用の負担を行っておりました。通常は収益があった場合、収益の50%ずつを分配しますが、特例により土地所有者の市町村のため、村60%、森林整備センター40%の分配となっております。しかし、土地所有者の村が直接造林をしていないため、2者契約の要件を満たしておらず、森林整備センターとしても国からの指摘を受けているので、自ら事業を実施できない土地所有者の自治体に対しては委託もしくは請負によって事業を実施している造林者との3者契約への移行をお願いしておりました。この3者契約というのが土地所有者の村と造林者となる吾妻森林組合、そして森林整備センターの3者で契約を締結することになります。

造林者の吾妻森林組合が造林の実行を担う代わりに収益が村50%、造林者の吾妻森林組合が10%、森林整備センター40%の分配に変わります。この造林の実行とは、造林地の巡視、定期的な巡視だけではなく大雨の都度や病害虫、そして獣害蔓延の防止等、また、造林木の健全な育成のため様々な行為が含まれるため、これらの対価として分収造林、分収割合の10%が与えられることとなります。そして、令和3年3月24日に吾妻森林組合の理事会が開催され、そこで高山村との分収造林契約が3者契約になることについて承認を得て、その後、村と吾妻森林組合、森林整備センターの3者で令和3年3月26日付で契約書を取り交わし、同日より3者契約となりました。吾妻森林組合が造林の実行を行うことになったため予算全額を減額することとなっております。

以上となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 丁寧な説明をいただいたのですが、なぜ村の業者にこれを出さないのかなという疑問があったものですから質問をしたのですが、そういう関係があった3者契約

ということで、そういう関係で村の業者には出さないということでよろしいでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 村の業者に業務を出さないということではないのですが、吾妻森林組合という力があるという言い方もちょっと失礼なのですが、組織がしっかりしているところが請け負いまして、そこから村の業者のほうに委託をお願いしているようなかたちで今進めているのが現状でございます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） それについて、なかなか今森林組合から仕事が回ってこないと嘆いている人がいっぱいいるんですよ。その業界の中で。それで、暮れから仕事が全然ないとか、それで、なぜこういう村の予算を使って村の造林、山林をあれするのにどうして地元の業者は駄目なのかなということでこういう質問をしたのですが、そういう力があるということなんでしょうけれども、なるべく、土木事業なんかもなるべく外の業者には出さないで村内業者にというかたちを取っていると思うんです。そんな関係も少し考えていただけたらなと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 7款1項の59ページ、創業支援事業なんですけれども、これ減額は多分1件分であるとの4件については実施されているかなと思うんですけれども、その内容と業種名というよりその辺が分かればお願いできればと思います。

○議長（林 昌枝君） 振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

後藤議員のご質問にお答えをいたします。

創業支援事業ということで30万円の減額をしております。当初の予算の計上につきましては120万、4件分を計上させていただいております。実際今回3件が確定ということで1件分30万円を減額をさせていただいております。その中で3件の方が今年度申請をして、実績を出している最中でございます。

業種なのですが、一人の方がネイリストになりますか。もう一人が農家民宿、あともう一人の方が服のデザイナーの関係になりますか。その3名の方が今年度については申し込んでおります。実績があり次第請求書が出てきますので、創業支援ということで補助金というこ

とでお支払いをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 多分これからさとのわとかができて交流が多くなりますと、こういう支援に関しての問い合わせも多分多くなるかと思えますし、村もそれを望んでいるところだと思えますね。ですから、その辺はこの金額は妥当かというのはちょっと分からないのですけれど、多くPRをしていただきながら少しでも人口を増やせる方法というのですか、そういうものを検討していただいて、多分これ、実績の方にはPRされたとき応募されたのかなと思いますけれど、あとその後の実施している内容等を村の村報なりでまたご案内でもいただければ、よりやっている内容とか村民の方に分かりやすいかなと思いますので、いろんな角度から方法を取っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

山口議員。

○6番（山口英司君） すみません、事前に通告していないのですけれども、37ページの2款総務費の社会福祉施設費、保健福祉センター施設管理事業でマイナス279万円の減額と、こういうことなんですけれども、他と比較、燃料とかそういったものを他と比較してみますと、大規模なその施設ですね。小学校で燃料費が24万1,000円増額になっています。こども園の燃料費は45万円増額、それから給食センター、これも燃料費が60万円増額になっています。こういった中でその保健福祉センター、燃料費等が減額になっていると思う、なっているということは、やっぱりクリーンエネルギーの導入の効果ということだとは思いますが、その辺について課長、説明していただきたいと思います。

○議長（林 昌枝君） みらい課長。

○保健みらい課長（割田信一君） 山口議員のご質問ですが、おっしゃるとおり各施設で燃料費の高騰、また電気代等の高騰などにより光熱費については各施設で増額となっております。本保健福祉センターでは令和2年度に工事が完了いたしました防災減災の太陽光設備等の導入などにより電気代、またガス代などが減額となりました。今年度につきましてはまだ、1年間特に過ぎていないということですので、当初予算もやや、どのくらいかかるか分からないというところもありまして、やや多く取ったところがあるかと思えます。これに実績を合わせまして減額となったというところがございます。灯油なども今は使っておりませんので、特に脱炭素などの関係もありますし、事業につきましても補助金も大分いただいたり起債も有利な交付参入があったりと非常に良かったななんておるのですが、今後も引き続き

光熱水費等を節約いたしまして、経費の削減に努めてまいりたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

次に議案第17号から議案第23号までの7議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には会計名、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いしま
す。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから議案第16号から議案第23号までの8議案について一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に議案第16号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第11号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に議案第17号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決しま
す。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に議案第18号 令和3年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決し
ます。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に議案第19号 令和3年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に議案第20号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に議案第21号 令和3年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に議案第22号 令和3年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に議案第23号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号～議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第23、議案第24号 令和4年度高山村一般会計予算から日程第30、議案第31号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算の8議案を議題とします。

本件は2月24日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に議案第24号について質疑を行います。

質疑は歳出から款を分けて行います。

なお、質疑の際にはページ及び事業名など質疑箇所を明示してからお願いいたします。

それでは1款及び2款について質疑を行います。

4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 2款1項の37ページをお願いいたします。その中に職員研修事業ということで計上されているわけなんですけれども、その内容についてちょっとお願いできればと思います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） ただいまの後藤議員の研修の内容でございますが、まず一つは以前計画しましたが、やはりコロナ禍において実施できなかったもの、以前、山口議員の一般質問にありましたように職員のコンプライアンス、こういった研修もちょっと計画をしていてちょっと延期になってしまいました。こういった研修もコロナ禍で実施していきたいと考えております。全てこの今計画されているわけではないのですけれども、また年度の途中で先ほどの職員の定数の中でも話がありましたように有効な研修を考えて実施していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） ありがとうございます。

職員の研修というのも大事な項目かなと思うわけですね。特にさっきコンプライアンス、これは厳守しなければいけないことと同時に対応力とか何かそういう部分の研修もぜひ取り入れていただいて、来庁者が来たときに高山村役場に行ったらすごい対応がよかったよ、そういった声が聞こえてくるような、庁舎内の雰囲気ですか。そうすることによって全体的な

仕事のレベルアップも図れるかなとも思うわけですね。ぜひ、こういう予算も少しではなくてできる限り多く取って、職員の研修というのをやられて実のある研修であれば、かなり、年に2回とか3回やられてもいいのではないかなという。企業でもこれ、かなり実施しているところがございますのでね、ぜひ、その辺を力を入れていただきながら推進していただければと思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） 後藤議員おっしゃるとおりでございます。研修としては大変大事なものがございます。村主催でやる研修だけではなく町村会あるいは県が主催で、先ほど後藤議員申し上げました、例えば苦情に対する対応とかそういった研修もございますので、そういったところにも参加していきたいと考えてございます。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 燃料費について伺いたいと思います。

ページは38ページ、2款総務費の1項総務管理費、公用車管理事業のうち燃料費43万9,000円、それから、41ページの役場庁舎管理事業のうち燃料費229万円、その他の各燃料費多数ということなんですけれども、燃料費について令和4年度の燃料費予算、この中のみんな全部拾ってみますと、総合計で1,601万6,000円ということです。令和3年度の燃料費の予算、これ、総合計が1,374万9,000円でした。4年度は3年度対比で金額226万7,000円増加しています。燃料代の高騰が先ほどの補正でも増加しています。また、令和4年度の燃料費の予算、これも大幅な増加につながっていると考えられます。このことについてどのように考えているか総務課長に伺いたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） まず、山口議員のご質問の中で燃料費の高騰についてということでございますが、原油の価格、先ほどから話が出ていますロシアのウクライナ侵攻でさらに上昇するものと見られております。当然のことながら電気料も反映されて上昇すると見られます。ガソリン1リットル当たり200円という時代も間もなく現実味を帯びているものと思います。高騰する燃料費につきましては、節約していかなければならないという考えもございます。節約といってもできるところとできないところとございます。そういったところを見極めながら検討していきたいと考えております。公用車の燃料関係につきましては、このコロナ禍の影響で出張というものが大分少なくなってございまして、大体オンラインの会議、こういったものが増えてきております。その分県庁等への上出張が少なくなってございまして、

その点については大分節約ができているかなと思っております。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） 燃料の購入についてなんですけれども、村内のガソリンスタンドはJAあがつま高山給油所1軒のみです。そして、名久田給油所なんですけれども、昨年セルフのスタンドを新規オープンしています。JAあがつまは各町村にあります店舗、統合等により経営の合理化を進めているのですけれども、今後高山給油所の存続についても大変懸念をしているところです。こういった観点からも単純に値段だけでなく政策的な観点からも高山給油所の応援も必要ではないかと考えているところなのですが、燃料の購入先、その内訳等について説明いただけたらと思います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） まず燃料の購入先でございます。ガソリン、これは庁用車関係ですが、ガソリンと軽油ですね、がJAの高山スタンドを使ってございます。あと、重油、これは給食センターで使っているものになりますが、これが現在、3年度につきましては群馬興産と契約してございます。灯油につきましては役場庁舎、こども園、小学校、中学校、村民体育館、いぶき会館で使っていますが、こちらにつきましても群馬興産で3年度は契約してございます。次にLPガス、こちらにつきましては役場庁舎、こども園、小学校、中学校、給食センター、いぶき会館、保健福祉センター、交流館なごみで使っていますが、こちらJAから仕入れてございます。

この材料の購入に当たりましては、令和2年、単価に大きな開きがあったため、現在の事業者と契約を行ったものになりますが、令和2年の見積り合わせで1リットル当たり、灯油になりますが26円の開きがありまして、年間にして200万円ほどの開きが生じるということでございました。この件につきましてはJAとも交渉を行ったわけなのですが、これ以上単価を下げられないということで契約先を変更したという経緯でございます。今後、令和3年度につきましてはこの差が7円ございましたので、今後令和4年に向けて改めて見積り依頼を行っているところでございますが、結果によって先ほど山口議員おっしゃるように極力地元事業者を使うという観点から申し上げて、価格交渉も行いながらその方向で検討していきたいと考えてございます。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） 方向性を示していただきましたので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に1点なんですけれども、高値水準にありましたその原油価格、ロシアのウクライナ侵攻により一層上昇しており、ガソリン、灯油等の燃料代が高騰しています。村民の生活や事業活動、農業者の冬季灯油代等に影響を及ぼしています。2月末まではプレミアム商品券の利用により補填できた家庭もあったと思いますが、灯油価格への補助については地方創生臨時交付金の活用も可能とされていると思います。村の機動的な支援を検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） 値上げにつきましては今日のニュースを見まして、ウクライナ侵攻の関係で原油のみならず小麦、金属等多くのものが、生活に密着したものが値上がりすると報道がございました。先ほど質問いただいた地方創生臨時交付金の活用につきましては、新年度早々に検討しなければならない事項でもありますので、その有効活用について、村民のためになる使い方を検討しなければいけないと考えております。検討はちょっと、年度明けてからの検討になるかと思いますが、そういったところでご理解いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○6番（山口英司君） 終わります。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 36ページの2款総務費の1項総務管理費、そのうち17節のアルコールチェッカー購入費というところで、説明では4台購入されるということだったのですが、その4台を設置する場所、そして、どのような管理をされていくのか、また、もしアルコール分がそれで検知されたらどのような対応を取るのか、その辺のところを教えてくださいと思います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） 奈良議員のご質問でございますけれども、アルコールチェッカーの購入でございますが、今年の4月より安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されます。4月1日からは運転前後の運転者の状態を目視等で確認し、運転者の酒気帯びの有無を確認することになります。それで本題となりますが10月1日からはアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無の確認を行わなければならないようになります。また、この記録については1年間保持しなさいということでございます。このアルコールチェッカーを配置する場所につきましては、公用車を運転する場合及び公務により私有車を運転する場合も含め、運転する職員の全てを管理しなければいけませんので、役場

庁舎、教育委員会事務局、保健みらい課、それとさとのわについても職員が行く予定になっておりますので、予算としては計4台を予算計上させていただきました。

もし、このチェックでアルコールが検知された場合、その場合についてはもう運転をさせないということになります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 自宅からここまで来るわけですから、そういうときの、やっぱり処分するというのではなくて、やっぱり注意というのは必要だと。そういうときは、アルコールがもし、出た場合ですね。そういうときは厳重に注意をしていただきたいと思います。

あと2点ほど、また質問がございます。

同じ2款の総務費の中で総務管理費の17節真空包装機購入費90万円というのがあります。地域おこし協力隊の事業費、村の中心地づくりということで購入されるということなのですが、このところでの加工所とかそういうところで使われるのかなとは思ったのですが、その設置場所といたしますか、どういう管理で使われるのか教えていただきたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

真空包装機の購入費ということで90万円を予算計上させていただいております。これにつきましては、地域おこし協力隊のほうでカフェを運営するに当たってその部分で商品開発も含めて真空パックを使いたいという部分がありました。その部分で予算計上につきましては、その地域おこしの協力隊の活動事業の中で備品購入費ということで計上させていただいております。設置場所については1階のカフェの部分になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 使われる場所と使う方は分かりました。しかし、加工所というのを前提に今まで事業をやってきたわけなので、そういうところにも真空パックの機械というのは結構いろんな面で使えますので、必要だったのかなというような気がします。そういうところで中に、最初の中にはなかったのですが、ぜひ、上手に使っていただければと思います。

もう1点なんですが、35ページから59ページまでにかかってなのですが、2款総務費の中で同じく1項の総務管理費で17節ハードウェアの購入費ということで、ざっとその総務費関係だけを合計してみました。その中で791万8,000円という、合計したらお金が出ました。

ほかは別としてですね。だから、結構その入替えに、かなり一遍に入替えをするのってすごい大変なのかなというような気がしましたので、またこういう、もしハードウェアを購入する場合でも何回かに分けてとかそういうことができないものか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） ハードウェア、いわゆるパソコンの端末となります。この機器については、今回の更新が大きなものにつきましては、全会計、全体で住民情報を取り扱う端末となります。総務課、税務会計課、住民課、保健みらい課が該当となりますが、このうち総務費については税務システム、住基システム、印鑑登録システム、選挙管理システムとなります。これらのハードウェアは5年で更新ということになっております。この5年というのは今から5年前ですか、ちょうど吾妻郡の情報システム共同化事業に業者が変わった時期でもあります。5年を過ぎるとメーカーと、業者としても保守、サポートを受けることができなくなりますので、故障した場合すぐ対応できず、業務に支障をきたすおそれがあるということで、今回一斉に更新をさせていただくというものでございます。

先ほど申しあげました住民情報を取り扱う基幹業務、吾妻郡情報システム共同化事業により株式会社TKCというところに委託して業務を行っておりますが、令和7年度に国による自治体システムを統一、標準化する標準準拠システムに移行する予定となっております。ここまでは吾妻郡情報システム共同化事業の中で現契約を継続するというので決まっておりますので、今の時点でちょっと業者を変えることはできないということでご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） いい説明をしていただきましたので、理解をしました。一遍にということがなるべくなくなればいいかなというような気もしますし、こういうシステムなどそういうのを共同化というのが今後進んでいってくれば、自治体の大きなところはそんなに問題はないのだろうと思うのですが、高山村においてはそういうハードウェアとかシステムの利用とかそういうのがすごく今後は、やっぱり重荷になってくるのかなというような気がします。そういうことで、また、いろんな検討をよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 44ページ、2款1項5目企画費、地域おこし協力隊活動事業なんですが、地域おこしのために協力いただくことになると思いますが、具体的な活動内容の説明をお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。後藤議員のご質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊活動事業ということで、その事業の内容の関係なんですが、今年度については、令和4年度については7名の方の、今4人いるのですが3名新規ということで、7名の予算を計上をしております。

実際特別交付税で470万円ということで財源もあります。実際その中で活動の内容なんですが、今4名の方の活動内容なんですが、基本的には中心づくりに携わっていただいております。その地域おこしの協力隊の本来の目的は、村、村外の方からこちらのほうに移住定住をしていただいて、村に根付いていただいて起業していただく移住定住、人口増加にもつながる意味で、そういう部分を基本としています。その中で今の4人の方についても住所を移されて、地域づくりの中で活動をされております。1名の方については来年オープンをしますとのわのほうでカフェを、の店長ということでお願いをしています。もう2人については地域づくりということでお願いをしています。もう一人の方につきましてはワインを作っている方が一人いらっしゃいます。地域おこしということで起業も含めて地域づくりの中で携わっていただいております。基本的なことを言いますと、地域の村づくりに携わっていただいて、村の活性化につながっていただければということで今年度につきましても新規ということで3名の増員を予定をしております。

以上となります。

○議長（林 昌枝君） 後藤議員。

○1番（後藤明宏君） この事業は村の活性化にとって期待するものであります。今後こうした若者が村内で事業を起こし、村の魅力を発信していただくことを期待いたします。

○議長（林 昌枝君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

午前中に引き続き、議案第24号の1款及び2款を行います。

野上議員。

○5番（野上富士夫君） 52ページになります。上から3つ目の丸、地域づくり支援事業花いっぱい活動について、村長にお伺いしたいと思います。

高山村地域づくり支援事業補助金交付要綱は平成16年に制定され、平成20年に全部改正、その後数回の改正を経て今日に至っております。交付要綱第2条に補助事業対象事業として花いっぱい活動事業が規定されています。本村の花いっぱい運動は主に国道145号線及び県道16号線を様々な花が彩り、通過するドライバーやウォーキングを行う人たちの目を楽しませ、村内外から高く評価されているものと思われま。

花いっぱい運動は花の苗は基本的に村で提供し、花壇管理料として1平米当たり200円を村が補助するもので、限度額は1団体10万円となっております。令和4年度の花いっぱい活動事業として消耗品費で149万5,000円、花壇管理補助金で126万円、合計金額で275万5,000円が予算措置されています。令和3年度における補助金申請団体は18団体、構成員285人で花壇の管理面積は8,073平米だったそうです。

交付要綱第3条には補助対象外として人件費、食料費、備品購入費が明示されています。花いっぱい活動への参加者からは特に作業時の飲物等の食料費を認めてほしいという要望が多くあるようです。管理に要する費用を村が実費弁償するというのであれば、団体間の公平性を保つために使途を制限することも必要ですが、1平米当たり200円を補助金として交付するのであれば、補助金の使途は各団体の判断に任せてもよいのではないかと思います。食料費は補助金交付要綱で補助対象外となっているから認められないということではなく、交付要綱が実態にそぐわなければ改正をすれば済むことではないでしょうか。また、交付要綱の改正については早急に検討の上、令和4年4月1日施行、あるいは4月1日以降の公布であれば4月1日からの遡及適用を望みますが、村長の見解をお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 野上議員の質問にお答えいたします。

私も1区画、36号線沿いの月夜野に抜ける温度計があるちょっと上に請け負ってやっています。そこでは、モッコウバラを鉄パイプに絡ませて立ち上げて、今では大分花も咲くようになりました。そしてまた、下にはいろいろやったんですけれども、ちょっと手がかかるので、アジサイを取り入れて、アジサイをいいのがあると枝をもらってきて、そこに挿し木で

して、挿し木で増やして3年、3年たつと花が咲くんです。もう、あちこちに赤い色の花がありまして、今、結構いいお花畑になっています。この中に入っているんですけども、後で見ていただきます。そういったことで、私も楽しんでやっています。

野上議員からの質問にそれではお答えいたします。

地域づくり支援事業、花いっぱい活動は地域の活性化や潤いのある住みよい村づくりのために村内での各種団体によるボランティアの精神で村内の美化活動を平成20年度から始めた事業であります。現在は18団体において285人の方々が花壇の管理に携わり、四季折々な花を植栽していただき村民の方や村を訪れる方たちを楽しませていただいております。補助金の観点から食料費について補助の対象外ということでしたが、平成24年度からは作業時での飲料代に限って補助の対象としておりました。しかし、その後食料費の拡大解釈がしばしばあり、問題となったことから平成29年度から再び対象外といたしました。しかし、団体の代表の方から作業時での飲物は必要との要望も上がっておりますので、公費支出の在り方を念頭に置き、使いやすい補助金とするために全面的に見直しを行い、令和4年度に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 野上議員。

○5番（野上富士夫君） ただいま非常に前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。

この補助金の交付要綱を見ますと、花いっぱい運動の補助金も地域づくり支援事業の補助金も同じ交付要綱の中で規定されています。それで、地域づくり支援事業については食料費は認めませんと明記されております。それと、そうすると花いっぱい活動事業も食料費は認めないという解釈になりますけれども、花いっぱい運動は平米200円という補助金を支給しておると、そういうことであれば社会通念上作業時のお茶等は認めてもいいんじゃないかと思えますけれども、片や食料費を認める、同じ要綱の中で片や認めないというのは不合理であります。ですから、花いっぱい活動事業と地域づくり支援事業の交付要綱が一本の中で規定をしているところに無理があると。これは花いっぱい活動事業と地域づくり支援事業はそれぞれ別の補助金の交付要綱にすれば何ら問題はないと思えます。それで、食料費を認めることによって費用が増大するわけでもないし、担当者の事務量が増えるわけでもございません。

そういったことによって作業に携わる人が気持ちよくできれば双方丸く収まるのではないかと思いますので、スピード感を持って対応をよろしくお願ひしたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、後藤議員。

○1 番（後藤明宏君） 47ページの2款1項5目企画費、たかやまサテライトオフィス整備事業において5,042万6,000円、それと、サテライトオフィスの推進事業で150万円という予算の計上がありますが、交流館の改修工事と聞いておりますが、12月の議会の村長の答弁ではアグリメディアでの農業体験者の宿泊施設にて活用としていました。計画の変更でしょうか。コロナ禍でのリモートワークの対応のサテライトオフィス整備事業と聞いております。コロナが収まり、リモートワークも少なくなった頃のオフィスはどうなるのでしょうか。その予測と計画は大丈夫でしょうか。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。後藤議員のご質問にお答えをいたします。

昨年の12月の定例会において一般質問で村長のほうが答弁された部分であります。体験交流館につきましては宿泊施設として使いたいということで答弁をさせていただきました。その部分も含めてなんです、今回体験交流館につきましては大分年数が経って老朽化をしています。実際コロナ禍で今活用できる方法ということを考えてきました。

実際活用が今できていない段階で地域おこしの協力隊の短期の方が、例えば年数回の利用なんです。ぜひ、村のほうでも22年から、県から譲渡を受けていますので、ぜひ有効活用したいということで、大分建物も古くなっていますので、1階、2階というスペースがあります。2階についてはそのまま継続をして、実際農家さん、実際アグリメディアさんとか就農関係の方が泊まれるような宿泊施設を残して、1階部分についてはテレワーク補助金というのが田園都市でありますので、それが国のほうで推している事業でございます。4分の3が国庫ということで支出でうちのほうに財源として入ってきます。

その中でうちでも検討した結果、大分高額になってしまったのですが、屋根のほうの床とかそういうのを改装しながら、大分長くなった年数がありますので、それを直しながらテレワークで使っていきたい。実際今企業人でTree to Greenさんとか、アグリメディアさんの名前も上がっていますので、それをうまく企業を誘致し、村の活性化もしくは就農での機能も維持をしながら、ぜひ、企業に入ってきていただいて進めていければと思っています。

実際テレワークの中で今後の見通しなのですが、コロナ禍の中で大分言われていると思い

ます。ただ、IT企業さんとかはいずれそういう部分が、普段からテレワークというかたちになる可能性もあるので、その辺ちょっと、将来的にはちょっと分からない部分も、不透明な部分もあるのですが、ぜひ、村のほうにも企業が入っていただいて、そういう拠点をつくっていただくという意味で今回については、ちょっと高額な金額になるのですが、拠点づくりということでぜひ、議員各位におかれましてもご理解をいただきますようお願いをいたします。

実際これがもし、企業が入って来ていただければ村のほうの活性化にもなりますし、移住定住にもつながってきますので、人口増加にもつながってくるという意味から投資ということになりますけれども、新規事業なのですがご理解をいただければと思います。どうぞよろしくをお願いをいたします。

○議長（林 昌枝君） 後藤議員。

○1番（後藤明宏君） サテライトオフィスとは本社から離れた場所に設置されたオフィスとことです。どのような利用者、先ほど言われましたアグリメディアさんとかTree to Greenですね、そちらのほうが使用するような場合もあるということでしたけれども、村の中心地づくりを村長は進めてまいりました。中心地より3キロ離れた交流館に5,000万以上の整備を行う必要性はあるのでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 中心づくりの中で今整備をしている部分、今道の駅を、周辺を整備しています。実際体験交流館についてはちょっと、もう車で5分ぐらいの距離かと思っています。ただ、中心づくりの中でそこを整備を進めながら、また1階、少し離れているんですが、テレワークということで、実際その中で企業が入れる、体験交流館も有効活用しながら進めたい事業、今既存のある建物についても改修をしながら、ぜひ、そちらのほうも有効活用したいという部分もありまして、そういう判断をさせていただきました。

○議長（林 昌枝君） 野上議員。

○5番（野上富士夫君） 今の後藤議員の質問に対して課長から説明がありましたけれども、予算審査の中ではこのテレワーク、サテライトオフィスについては詳細な説明がなかったので、どこまで理解をしているかと言われると私どもは国の有利な補助金、あるいは地方創生臨時交付金を活用して5,040万の事業費に対して4,200万円ほどの補助金をいただいて、この事業を進めると。その事業の内容は在宅勤務、テレワークを活用しての在宅勤務を受け入れるための整備という解釈をしておりました。12月の定例会の後藤議員の一般質問で今後農

業振興を図っていく上で、農業体験者を受け入れると。そのための宿泊施設に空き家が利用できないかという質問に対して、空き家の貸手はあまりいないから、体験交流館を農業体験の宿泊施設として活用したいという答弁がありましたので、その宿泊施設としての建物を在宅勤務にまるっきり変更するのであれば、何か一般質問の答弁と話の内容が違うというような解釈はありました。それで、私もあそこはよく見たことはありませんけれども、1階は板の間でフローリングというのですか、研修室になっていましたよね。そこを企業の事務室に使う予定ですか。1階はほかに何がありましたっけ。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 1階につきましては、大広間が一つありまして、その脇に二つ部屋があって、そこも宿泊できるような施設になっています。2階については4室ありまして、そっちについては個別で、フローリングなんですけど、ユニットバスもついていますので、そちらのほうで実際宿泊もできますので。

○5番（野上富士夫君） それであれかね、農業体験の受入れ宿泊者というのは何人ぐらいになるか。一度に相当な数ということはないと思うのだけれども、そのテレワークができるというのは、あれですか、企業というか、それをどれだけ需要があって、どれだけ高山村に希望者がいるか分かりませんが、その人たちはそこを在宅勤務でテレワークで仕事をすると。そこで寝泊まりして、食事もするわけですか。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） そういう、例えば在宅で勤務をしている方がテレワークということでそこで仕事をします。実際基本的には日帰りというかたちではやっているんですが、例えばその宿泊施設も上にありますので、場合によっては1週間詰め込んで、企業のほうも泊まれるようなかたちにはしたいと思っています。実際その企業がどうやって使うかによっては、また、協議をしていければと思っているのですが。

○5番（野上富士夫君） テレワークをするのが1週間や10日でなくて、ずっともうそこで仕事をするんだと。たまにはどこに会社があって、通勤しなければならないか分かりませんが、そのほかはほとんど高山にいます。10日やそういった単位の期間ではないと私は思っているんですけども、そういったアグリメディアの事務所、グリーンなんとかという企業の事務所として1階を活用する。2階にはテレワークの勤務もできる、あるいは農業体験のための宿泊も兼ねると。こういった内容であるかよくは分かりませんが、あれだけの建物、面積の建物に5,000万の上投入するというのは、内容の分からない人はなかなか、

これは理解ができないと思います。この事業を導入した経緯、予算計上するまでの経緯と、それと5,040万の見積りを取っての予算計上かと思いますが、それらの内容をちょっとお聞かせしてもらえればと思います。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） その経緯なんですが、私も先ほどちょっと冒頭で申し上げたんですが、体験交流館、使われる頻度が少ないということで有効活用ということで、どういうかたちで使ったらいいか。ただ、一般質問でもお答えした関係もあります。就農の関係でそこに宿泊をして長期間働くような部分もできるし、あとは今までどおり地域おこしで短期ということも受入れをしますのですけれども、常時使っていたほうが建物についても老朽化を防げますし、そういうかたちでまず考えをいたし、そのときに田園都市という補助金制度もありまして、金額的なのはかなり高額になってしまいます。実際その中で工事が進んで有効活用ができればいいということで、判断をさせていただきました。

それで、工事費の関係なんですが、実際これについては見積りをしてもらっています。実際高額な部分もありますので、その例えば発注するに当たってもう一度精査をして、もう一回建物ですので修繕に当たっての設計をしたり、値段を抑えて、今予算はあくまでもこの金額ですが、精査をしながら設計をしながら、予算については抑えていければと思っております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 野上議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条、ただし書の規定によって特に許可いたします。

○5番（野上富士夫君） 確かに費用は高額で、当然必要最小限の事業費に圧縮してもらおう努力はしてもらわなければならないと思います。それで、このアグリメディアだとかグリーンなんとかという企業の高山村における、何というんですか、事務所をそこで賄いたいという執行部の考えがあるようでございます。

アグリメディアさんについては高山村の基幹産業である農業の振興の一翼を担っていただいて、耕作放棄地の解消あるいは新規就農者の開発と非常に期待をしているところが大きいです。それと、在宅勤務、テレワーク、これはコロナ禍においての今盛んに国でも推奨しておると。ただ、このコロナ禍の先の見通しは誰も分かりません。しかしながら、前から言っていますように人類の知恵でいずれはゼロにならなくてもコロナは克服しなければなりません。コロナを克服した上でコロナ禍前の社会生活あるいは経済活動を回復しなければ、

日本は沈没してしまいます。そういったことで、今何年かしたら、ああ、コロナ禍のときには緊急事態宣言が発令され、蔓延防止等緊急事態が発令された、あるいは国ではテレワークを推奨したけれども、そんな時代があったなということにならなければ困るわけでございませし、今完成間もなくで令和4年度の開業を目指して、もろもろの準備をしているさとのわについても、これはコロナ禍以前の計画であって、その後コロナ禍に遭遇し、2年余りの延長になりましたけれども、それを変更しないで予定どおり進めるということは、これはアフターコロナに向かったの先行投資であると位置づけられるのではないかと思います。

そういったことで、在宅勤務についてはコロナの状況が今後どうなるか分かりませんので、ある程度は様子を見ながら、最低限の準備をしておく程度でよろしいかと思います。それで、住友林業ではないけれども、新築とそっくりさんでなくてもいいと思いますよ。確かに老朽化して不都合を生じるようなものについては修繕をしなければならない、あるいは在宅勤務のためにいろいろの今のはやりのLINEや何かの整備は必要であろうかと思いますけれども、率のよい補助金がもらえるからといって湯水のごとく投資する必要はないと思いますので、その点を十分踏まえて予算の執行、事業の執行をお願いして終わりたいと思います。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

3番、佐藤議員。2番、すみません。

○2番（佐藤晴夫君） 43ページ、2款1項5目企画費の中で、村の中心づくり事業の12節で森林資源等活用可能性調査委託料が260万ほど計上されております。この事業について内容を教えていただければありがたいです。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

森林資源等の活用可能性の調査委託費ということで264万計上させていただいております。こちらについては、中心地の中で、林業についても村の基盤産業になっておりますので、森林のツールを利用した資源の活用調査になります。関係人口づくりの推進をしたり、主に森林の多方面での価値として、例えば省エネで小水力とか、そういう可能性の調査を進めていたり、森づくりの企業、連携をしながら企業マッチングをしながら目的活動における企業連携をして進めていければと思っています。林業の実際基盤づくりという形でTree to Greenさんが今、林業で中心地づくりの中に入っているのですが、その中でもそういう話が出ていますので、ぜひ、観光交流館さとのわができた段階で、その中心地づくりの中で調査をしていければと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） そうすると、この調査の委託料というのはTree to Greenさんをお願いするということによろしいのですか。

○議長（林 昌枝君） 振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） そちらについてTree to Greenのほうに企業人に入っていただいていますので、その辺も含めてまた協議をしたいと思っています。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

小林議員。

○9番（小林 進君） 46ページ、沼田方面のバス、この関係は私、ずっと追いかけているものでございます。最初の頃は600万円台、そして今年度、今回は800万円台と上がっております。これ、この上がった理由をまず教えてください。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。小林議員のご質問にお答えをいたします。

沼田方面の路線バスの負担金ということで、今沼田市のほうに中山本宿線ということで運行をして、お願いをしております。実際村から沼田市のほうに運行の負担金ということで813万5,000円、これは前年に基づいた予算措置でございます。毎年増えている理由なんです、やっぱり乗る方がいない。実際今乗って、村でも学生が4人から五、六人、多くても7人ぐらいということになります。どうしても利用、収入が入ってこないですので、維持管理ということで、そのバスの維持をするための経費がかさんでいるということになっております。実際上がっているのですが、この8割については特別交付税のほうで負担で、財源的なものについては入ってきております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） たしか、これ、今の割田総務課長が担当課長のときに沼田のほうへ交渉に行っていた経緯があります。それ以来この沼田に行っています、課長。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

昨年の8月に沼田のほうからこの中山本宿線について経費がかかる、そういう部分も含めて沼田市のほうで今10路線持っていると思うんですよね。その中で、デマンド化を目指すということでお話がありました。

実際沼田市のほうも今年度かもしくはその前に今の路線バスを廃止して、代替バスにしたい。ただ、今回中山本宿線につきましては、タクシー業者のほうの地方公共交通会議の中でちょっと反対があったそうです。実際中山本宿線については令和4年度については継続ということになっています。実際その話を私どもも受けまして、前橋の陸運局のほうに話をしております。実際その前には沼田市のほうに出向きまして事情を聞いております。

実際今村のほうでバスの事業者というのが高山運輸さんがあります。その部分で、例えば沼田市のほうがその路線を撤退した場合、村のほうでは代替バスをするのか、もしくは路線バスにまた切り替えるのか、その辺の話も陸運と協議をしていく中で、今後今年度の予算で地域公共会議の中で予算を取らせてもらいました。実際その中で協議をして、今年度、来年度ですね。来年度の中でその路線のバスについてどういった方向で行くのか、ちょっと決定をさせていただければと思っています。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 去年、一昨年ぐらいでしたっけ、高山運輸に見積りを取っていますよね。高山運輸が見積りを出すということは、そんなに難しいことではないんですよ、あそこの営業ナンバーですから。バスを扱っているんですから。それを陸運局に相談をしたりなんだかんだすると、陸運局はそれはこうです、ああですというその手続を言いますよ。だけど、高山運輸はもうバス事業をやっている会社でしょ。そして、沼田からお客様を乗せなければいいことなんです。そんなに難しいことではないと思います。

それで、こういう向こうから言われれば、はい、200万円余分に、赤字路線だからこれだけ上げてくださいますよ、はいって出せば、こんな利益の出る路線はないんですよ。そこを手放すはずがないでしょ。利益が出ているから手放さないんです。本当に赤字だったら、もうバスはやりませんよと。そういうふうなもんが、そういうことをするのが事業者なんです。だから、高山に泣きつけばこういうふうにならなくても上げてくれると。そういうねえ、甘い汁を吸えるという路線なんです、あそこは。それで、高山にはたった3キロ入っているだけで800万円、それで四、五人、五、六人の人が乗り降りしている。そうでしょ。ちょっとこれ、おかしいじゃないですか、この予算の使い方。これ、1年間のこの沼田に払うお金でバスが買えますよ、ねえ。そして、村の業者が事業を起せば村に経済効果が出るわけです。沼田に出すんじゃなくて、村内に落とせばそれだけ経済波及っていうものができると思っております。これは早く動いたほうが良いと思うんですが、村長、この辺どう思い

ますか。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） この人を運ぶ運送業務というのは、大変難しいところもあるかと思えます。会社同士の関係です、ですね。そういうこともありまして、このお客の人数、路線によれば一バスに7人乗れば採算が取れるというようなことを聞きますが、沼田中山間ではそういった一路線一往復で14人の客が見込めるかということですよ。見込めればその採算性に合うと、補助金をもらわなくもやっていけるというようなことがあろうかと思えます。お客の数によって、なかなかこれとっていい案が浮かばないというのが現状であります。実際やってみて、もうやる前から分かっていると思うんですよ。このくらい赤字になるというのは。しかし、この路線を生かして何とかやるのが行政の仕事かと思えます。これから沼田との交渉等々含めて話し合いをしながらいい方法が見つければと思っております。

○9番（小林 進君） 議長、もう一回お願いします。

○議長（林 昌枝君） 小林議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許可します。

小林議員。

○9番（小林 進君） 赤字になる、乗る人が少ないから赤字になる、だから沼田は補助金を上げているんですよ。補填してくれって。そうでしょう。高山の業者に補填すると沼田の業者に補填するのとどういふあれですか。高山の業者に800万補填したほうがいいじゃないですか。そこで仕事をする人も増えるし、そこで給料をもらえば源泉徴収として村に落ちるんですよ。沼田にあれしたんじゃ、ただ800万くれているだけなんです。そういうことを考えたら、これはもっと早く、早めに見直すべきだと思いますよ。ぜひそういうあれを考えて、いろんな方法もあると思います。そういう相談、高山運輸に相談してもいいし、どこでもこういう相談をすればこういうふうにできますよっていう、プロですから知っていますから。そういうあれをして早く動いてもらえたら、来年になれば1,600万ですよ。そうですね。車2台買えます、バスが。ああいう小さな10人乗りぐらいのバスだったら。そういう思いで早く動いてもらえたらと思ひまして、こういう質問をさせていただきました。よろしく願ひします。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

ご指摘をいただきまして、ありがとうございました。

沼田バスの関係なんですが、高山運輸のほうに私のほうも相談に行っております。見積りをいただいたのが事実でございます。実際、その中でどうやったら一番沼田の今の中山本宿線を使わなくて、交通弱者である学生をカバーできるのか、そういう話も随分煮詰めてきました。その中で、今、沼田路線が来ているから重複はできないという部分もいただいて、その中で単独で沼田に行けないのかという話もしております。その中で地域公共交通会議の中で、タクシー業者さんとかバス会社さん、あと隣接する中之条が絡んできますし、沼田も絡んできます。その中で話をしないと、その路線はうまくいかないよとかたち、高山運輸さんのほうでも話しております。

その中、来年なんですが、予算をその前のページにあるんですが、地域公共交通対策事業のほうで予算を取って、1年間ちょっとじっくりその路線変更をしたり、村のほうでどうやったら村のほうの事業者さんのほうにも恩恵を受けたり、沼田市のほうの路線を廃止しながら村の路線がどうやったら新しい、新規、もしくはデマンドに変更できるかということ協議をして検討していきたいと思っております。実際、ずっと前から沼田路線については負担金が高い、実際的には金額は上がっています。負担の率が変わらないので、実際それだけ利用料は少ないのにどうしても運行費用がかさんでいるということが多分事実だと思います。その辺をまた来年度については早急に進めていければと思っていますので、どうぞよろしくご理解をいただければと思います。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 43ページの、これ1回一般質問もしたんですけども、総合計画マネジメント事業と6次高山総合計画について、答弁のほうを一度、村長のほうからいただきまして、令和4年度については現在の後期基本計画を進めながら計画策定の体制づくり、スケジュールを検討する。5年度に関しては、令和5年度村づくりの指標となる基本構想について村民の意見を反映させるための地域のヒアリングを実施、そしていろいろなワークショップとかそういうのを立ち上げていくという答弁があったわけなんですけれども、予算大綱の説明会の初年度、5年度、6年度に関しては項目が設定されていて、その中で6年度についてアンケートの項目があるんですね。

私、この項目を見たときに、まず初年度にこういうあれはするんじゃないかということをもって質問を前回させていただいて、この間の答弁でも地域のヒアリングを実施するのであれば、初年度に全世帯にでもアンケートを配布して、村民の意向とかそういうものを把握し

て、基本構想とかそういうものを練っていくのがいいのかなということをお自分では思っていますので、その辺の答弁と、4年度について基本計画を進めながらまとめていくということもお話しされているんですけども、後期の基本計画というのは、今実際大きくこれとこれを中心に進めていくところがあってというお話ができるかななんて思いますんで、その辺が分かれば、ちょっとお願いしたいかなと思います。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。後藤議員のご質問にお答えをいたします。

最初の第6次の関係なんですけど、村長の一般質問の答弁にあったとおりでございます。その中で、アンケートについては2年度に実施ということになっておりましたが、後藤議員のアンケートについては早急にしたいほうがいいとかたちだったんですけど、村長も答弁したときに、検討しながら協議をしていくという答弁をされたと思います。

その中でアンケートの取り方なんですけど、アンケートの取り方でもむやみに取っても難しいので、どういう取り方をしたほうがいいとか、どういうかたちで取ったほうが住民の意見が反映されるか、それを初年度で十分検討して、実際2年度で取ろうという話も出ています。その辺については前倒しでもできますので、それは十分来年度、その流れをくんで実証していければと思っていますんで、よろしくお願いをいたします。

もう一つ後期の関係なんですけど、後期基本計画の中で基本構想と基本計画、その中に方針というのがあります。その中で、方針に基づいて実際今事業決定をされているわけなんですけど、今、中期、後期計画と予算の事業目がある程度整合性が取れていない部分があります。その中で、サマーレビューとかオータムレビューの中で整合性を合わせながら進めているようなかたちになっています。実際、後期計画については事務方の分野で、政策の中で調整をしていますので、ただ、議員さんにはちょっと見えない部分もあると思います。職員の中でその方針に基づきながら事業を当てはめていきながら実施をしていく。見直しをしながらその事業が果たしているのか、合理性に堪えているのか、住民のためになっているのか、それが基本計画と合っているのかという部分を検証しながら今進めている最中でございます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 方針に基づいてということは重々分かるんですけど、やはりコロナ禍において、方針に沿っただけではやはりなかなか無理なところもあるかなと思うんです。ですから、その辺は臨機応変にということでやっていただければ、やっぱりマイナスになら

なければ村民の方もしょうがないという言い方になるかと思うんです。その辺を考えながらぜひ進めていただきたいんですけど、あと、具体的にこれがこうだという例外があれば、ちょっと教えていただきたいんですよ。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） すみません。時間がかかってすみませんでした。

実際の後期基本計画の中で、実際基本構想があります。その中に基本計画があって、方針があります。例えば、イベントの見直しの充実とかがありまして、そこにはふるさと祭りの事業とかそういうかたちが入っています。実際、情報発信の充実の中には、例えば、振興課でいえばホームページの関係とか広報というかたちが入っています。その中で方針と事業が合っているかどうか。果たして、その事業が当てはまっていない部分もあるので、その部分についても将来的には見直しをする可能性もありますので、そういう部分を今、事業目単位、そして方針が基本構想に合っているかどうかということを見直しの最中でございます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 後藤議員。

○4番（後藤 肇君） ぜひ見直ししていただいて、分かる範囲でやはり全員協議会とかそういう中でもお話しいただいて、1年に1回ぐらいの説明ではなくて、10年間ということやっていきますんでね、最低1年に1回ぐらいの説明を追っていくと、村の村政の動きとかそういうのも分かりやすいんじゃないかと思うんで、ぜひその辺も検討していただきながらよろしく願いできればと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 次に、3款及び4款について質疑を行います。

平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） 83ページの4款3目健康増進費について。多分、新規の事業だと思うんですけども、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業についての内容説明と今後の方針についてをお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 住民課長。

○住民課長（飯塚欣也君） 平形議員からのご質問にお答えします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業につきましては、上位法令である健康保

険法等の改正により、令和6年度までに全ての市町村において高齢者保健事業と介護予防の一体的実施のための具体的な取組を行うことが明記されたことにより、新規で予算計上した事業でございます。

事業を行うためには、広域計画の策定、市町村基本方針の策定、群馬県後期高齢者医療広域連合との委託契約の締結が必要となります。令和4年度においては、これらの作業を行うことが主な事業となります。令和5年度には、本格的な事業がスタートできるように準備を進めてまいります。また、事業を行う上で専従の医療専門職の配置が義務づけされており、保健師1名、栄養士1名の2名態勢で本事業を実施する予定となっております。令和4年度は準備期間ですので単費の予算計上となりますが、本格的に事業がスタートできた場合には、人件費として年間最大で930万円の特別調整交付金の支給が受けることができる事業となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） 今後、ますます高齢者の介護等が多く発生すると思われますので、高齢者の立場に立った理解で諸政策をお願いして終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。3款、4款について質疑はないですか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 次に、6款及び7款について質疑を行います。

山口議員。

○6番（山口英司君） 92ページをお願いいたします。

上越新幹線中山トンネル高山揚水施設写真等デジタルアーカイブ事業272万8,000円についてです。

その前に、昨晚のNHKの総合テレビ「ほっとぐんま630」における地下350メートル新幹線トンネル工事で掘られた立坑公開が放映されました。そして、本日の上毛新聞、廃止方針の揚水場公開、高山メディア向けに概要説明というのが掲載されました。2つともテレビを見たり新聞を読んだりということだったんですけども、高山揚水場を地域の皆さんに知っていただき、そして廃止に向けアピールできたのではないかと。執行部の皆さんのご苦労さまでしたということだと思えます。

高山揚水場については、令和4年第3回定例会において、映像で後世に残すこと、そしてJR東日本との廃止協議の進捗状況について一般質問をさせていただきました。上越新幹線

中山トンネル高山揚水施設写真等デジタルアーカイブ事業について説明をお願いしたいと思います。さらに、J R東日本との高山揚水場廃止協議についても、現状の説明をお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 山口議員からのご質問にお答えします。

デジタルアーカイブ事業ですが、写真等をデジタル化し、現在作成しております高山村史編さん事業との整合性を保てるように行い、また、一部動画の編集といった作業も見込んでおります。

また、J Rとの協議についてでございますが、昨年3月に、いぶき会館においてJ R東日本と村関係者総勢12名で上越新幹線中山トンネル高山揚水場廃止に向けて、今後の維持管理について協議の場を持ちましたが、その後、J Rの担当者が2回ほど変わり、廃止協議が停滞をしておりましたが、今年に入り、1月によりやくJ R側の担当者と対面による打合せを役場会議室で行い、今後については、村からJ Rへ設計・工事を含めた詳細設計等の協議書を提出し、その協議書の内容についてはJ R側でひな形を作成することになっており、今後の協議のやり方や設計の内容及び費用等を検討していくことになっております。

以上となりますが、よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） 動画の編集のところの件なんですけれども、昨日のNHKの放映とまた今回動画を編集する作業とは何か関連はあるんですか。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） NHKの動画とはまた関係なく、こちらを請け負った業者の方がまた中に入りまして、改めて撮影を、ただ、時間が15分から30分ぐらいの範囲でということになっているんですが、よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） ぜひ、いい物を後世に残していただきたいと、そういうふうに考えます。

もう一点、別の説明を願いたいと思います。

96ページ、農業振興費のところ農家組合助成事業73万5,000円なんですけど、農家組合活動助成事業は21の農家組合に対して、農家組合長への謝礼金と農家組合の活動助成金の配布となっています。現状の活動は、水稻生産実施計画書と農業共済事業の取りまとめ程度では

ないでしょうか。既に、関田、それから新田上、それから五領の各組合は解散し、その役目を終えています。農家組合解散後は、農林課とそれぞれの農家とのやり取りになっていますが、それについて農家側については特に不都合はないように思います。

したがって、今後の農家組合の存続について検討課題としたらよいのではないかと思いますので、考えを伺いたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 山口議員からのご質問にお答えします。

農家組合活動助成事業についてですが、農家組合長21名分の謝礼金と農家組合活動補助金として合計73万5,000円を予算計上しております。

農家組合活動の意義についてでございますが、現状では、県の再生協議会から米の配分目安となる面積が示され、毎年3月頃に村の再生協議会総会において村の目安を決め、その後、経営所得安定対策推進会議において水稻生産実施計画書一体化台帳を農家組合長さんを通して各農家の方へ配布し回収していただく作業と、回収していただいた水稻生産実施計画書一体化台帳を事務局等で修正及び更新作業を行い、改めて6月頃に更新しました水稻生産実施計画書一体化台帳を農家組合長さんを通して各農家の方へ配布及び回収をさせていただいております。

農家組合は、新田上、五領就農、関田の3農家組合が解散をしており、解散した地区につきましては、資料等を直接各農家の方へ返信用封筒を同封し、郵送にて関係書類を送付しておりますが、回収率が悪く、担当より催促の連絡を入れ、回収しているのが現状でございます。

また、解散をしてしまった理由等については、非農家の方が増え、活動意識が薄れてきたからと聞いております。

以前、監査委員さんからも農家組合活動等についてご指摘があり、今後、農家組合長さんを集めた会議等で意見を伺いながら、今後の活動についてどうしていったらよいか相談・検討をしていきたいと考えております。

以上となりますが、よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） 存続理由の中に回収率が悪いからとか、担当からの催促の連絡を入れているとかといったことは、これは事務のほうの一方的な都合だと思うんですね、ですのでやっぱり今お話いただいたとおり、今後、農家組合長さんを集めた会議等において中身を詰

めていただき、よく検討をお願いしたいと思います。

以上です。

- 議長（林 昌枝君） 暫時休憩といたします。2時10分から再開いたしますので、よろしく
お願いいたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

- 議長（林 昌枝君） 再開します。

休憩前に続き、議案第24号の6款及び7款の質疑を行います。

7番、平形議員。

- 7番（平形眞喜夫君） 93ページ、4款3目1項農業費について、高山きゅうりブランド化
推進事業についてお尋ねします。

毎年予算計上が見られるわけですが、G I登録の補助金ですが、G I登録はいつ頃登録と
なるか見通しをお願いいたします。

- 議長（林 昌枝君） 農林課長。

- 農林課長（平形英俊君） 平形議員からのご質問にお答えします。

高山きゅうりブランド化推進事業ですが、毎年、G I登録をした場合の補助金や職員旅費、
高山きゅうりの成分分析手数料などの予算を計上しておりますが、なかなかG I登録に至ら
ずに減額補正をしております。

G I登録につきましては、平成30年3月に農林水産省食料産業局知的財産課へ申請を上げ
てから国とメール等でやり取りをしておりますが、高山きゅうりと普通のきゅうりとの違い
の部分で特性の違いがなかなか明確化できず、国から来た質問に対して一つ一つ回答し、そ
れについて国で検討をしている状況が続いております。なかなかG I登録の申請に至って
おりませんが、申請に向けて努力をしておりますので、温かい目で見守っていただければと思
います。

以上となりますが、どうぞよろしく申し上げます。

- 議長（林 昌枝君） 平形議員。

- 7番（平形眞喜夫君） 1日も早く登録されて、生産者が自信を持って市場へ出荷できるよ

うにしっかりとした応援、サポートをよろしく願いいたします。

引き続きまして、113ページ、7款商工費、21目道の駅整備事業、12節都市再生整備計画事業効果及び指標達成度評価事業委託料264万円の内容を説明をお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になっております。

平形議員のご質問にお答えをいたします。

都市再生整備計画事業効果及び指標の達成度の評価業務委託料ということで264万円を計上させていただいております。

その内容なのですが、中心地全体の計画は27年度から始まっております。測研さんのほうに委託をして、業務委託で行っております。令和4年度につきましては264万円ということになります。こちらについては、観光交流館、さとのわが完成をいたしまして、中心地全体ができるようなかたちになるかと思っております。その効果測定、実際、建物ができた段階で補助金も頂いておりますので、実際その建物が当初の設計どおりの効果が得られたかどうかという業務を委託しております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 99ページから100ページにかけまして、6款農林水産業費、6目地籍調査費。地籍の再調査が行われ、10年ぐらい前、もうちょっと前から再調査が始まったと思うんですが、人件費を含みますと約年間3,800万円もお金がかかっています。それで、今現在の進捗状況と今後の見通しとといいますか、それを教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（林 昌枝君） 建設課長。

○建設課長（飯塚優一郎君） ただいま奈良議員から地籍再調査事業の進捗状況について質問がありましたので、回答をさせていただきます。

地籍再調査事業は平成17年度に着手し、現在熊野、戸室、北之谷の里エリアの再調査事業が完了しています。現在、関田地区と役原地区の調査を実施していますが、関田地区については閲覧作業等を完了いたしておりまして、現在弁護士事務所に解散した法人名義の道路敷の取得を依頼しています。来月には道路敷の取得が完了するというふうに聞いておりますので、その後、国・県の審査を受け、登記を完了したいと考えております。

また、役原地区については、令和2年度から里エリアを2地区に分割し、辰巳沢川の西側

を役原1地区、そして現地調査を着手しています。今後は、地権者の閲覧から登記に向けての作業を行います。辰巳沢川から東の役原2地区については、コロナ禍、また関田地区の登記が遅れているなどによりまして着手が遅れておりますけれども、令和4年度から現地の調査に入る予定となっております。役原地区については、1地区、2地区ですけれども、令和6年度に登記が完了するように事業のほうを進めていくこととなります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 役原地区が完了すると、そのほかというのはもうこれで終わりということではよろしいのでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 建設課長。

○建設課長（飯塚優一郎君） 再調査が必要な尻高地区について、里のエリアについてはこれで完了するということがあります。山に面したエリアについては、里のエリアが終わった時点でその事業の必要性等をまたちょっと再検討させていただいて、実施の方向を出したいというふうに考えております。

以上です。

○8番（奈良哲男君） じゃあ、山林のほうをまたやるかどうかは今後検討ということでは、よく分かりました。

もう一点だけ質問させていただきます。

97ページ、同じく6款農林水産費、1項の農業費の中の畜産振興費の中の公共牧場管理費ということで、今現在、年間300万で管理委託料というのを支払っていると思います。前にも質問させていただいたんですが、来年度の予算書をちょっと見まして、どういうふうに、後継者ということを申し上げたんですが、予算書に反映されていないような気がいたします。今後、後継者についてどんなふうに考えられているのか教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 奈良議員からのご質問にお答えします。

たかやま高原牧場の放牧牛の飼育管理や草地などの管理について、現在、牧夫として鈴木幹繁さんに業務委託契約によりお願いをしております。鈴木幹繁さんですが、現在75歳と高齢のため、後任の牧夫の方を探しておりますが、なかなか適した方が見つからずに苦慮しております。

今回、令和4年度予算におきましては、就農型の地域おこし協力隊活動事業で3名の隊員を募集しますが、そのうち1名を牧場の管理業務について募集をしていきたいと考えております。また、同じく令和4年度予算におきまして、株式会社アグリメディアとの新規就農・農的魅力開発支援事業でも日本最大級の農業求人サイトのあぐりナビを活用した人材募集も含めて進めていきたいと考えております。

以上となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 高山村の公共牧場は、村にとっても大変な財産であると思います。できれば鈴木さんが元気なうちにスムーズに後継者が引き継げるといいなと、そんなふうを考えています。よろしくお願いいたします。質問を終わります。

○議長（林 昌枝君） 後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 93ページ、6款1項3目農業振興費、りんどうブランド化推進事業において、現在、勢多農林高校にある培養器、インキュベーターの件について、処分ではなく、村内における農業振興活性化のためにほかに使い道はないのでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 後藤明宏議員からのご質問にお答えします。

りんどうブランド化推進事業におきまして、インキュベーター装置7台を平成24年度に勢多農林高校のほうに導入し、かかった金額につきましては742万4,760円となっております。こちらの機械ですが、耐用年数のほうが8年ということで、今現在10年を経過しております。頻りに機械が故障することや高額な電気代等を考えますと、またメーカー等に問い合わせたところ、機械の生産も終了しております。部品の供給等ができないことから、壊れても修理が行えないという回答を得ておりますので、そういったことを考えますと、今後の利用については難しいのではないかと考えております。

以上となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 今までに多分1,000万以上の予算が使われていると思うんですけども、それを勢多農林のほうで3台引き取って、1台が故障中、3台は処分ということで、合計で4台処分ですね。

○農林課長（平形英俊君） はい。

○1番（後藤明宏君） ということになるんですけども、なんかやっぱりそのまま廃棄処分

というのはすごくもったいないなという気がします。ですから、何か今後考えられればちょっと検討していただきたいと思います。

それと、104ページ、6款2項3目公有林整備事業費、自主造林管理事業において、村有林監視人2名とありますが、僅かな報酬にてご苦労していただいておりますが、どのような監視をしていただいているのでしょうか。差し支えなければ監視人2名の方のお名前もお聞かせいただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 後藤議員からのご質問にお答えします。

村有林監視人2名についてでございますが、令和3年度まで戸室の割田信雄さんと原の星野一好さんのお2人がされておりましたが、割田信雄さんが令和3年度末で辞められ、代わりに判形の飯塚正美さんが令和4年度から村有林監視人としてお世話になり、星野一好さんにつきましては、引き続きお願いをしております。

村有林の監視人の業務でございますが、村有林の伐期というか、成長でもう木を切る適合かというのを村有林の監視人の方と一緒に毎年村長も一緒に同行されているんですが、あと私と職員と一緒に同行しまして、この地区はそろそろ木の切り頃じゃないかということで、そういったものを薪炭林ということで募集をかけて木を切り出す業者の方を選定したりしております。

以上となりますが、よろしくお願いたします。

○議長（林 昌枝君） 後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 分かりました。

次に、113ページ、6款2項2目農林振興費、ぐんま緑の県民基金についてですが、こちらの予算が令和4年度の予算2,200万円とありますが、令和1年度の予算に関しては6,826万9,000円、令和2年度7,459万円、そして令和3年度予算が3,600万円と、今年度より半額以下になり、4年度ではさらに1,400万円の減額です。農林関係者からも仕事が少なくなって困っているとの話を聞きます。この事業は市町村提案型事業ですので、企画提案をしっかり行えば、これほどの減額にはならなかったのではないのでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 後藤議員からのご質問にお答えします。

令和4年度におきましては、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業におきましては、刈り払い作業を予定しております。12地区、面積で110ヘクタールを予定しております。こちら

につきましては、10年間森林を適正に管理を行う管理団体等に対する補助金ということでやっておりますが、団体につきましては令和3年度と同じ団体をまた選定しております、面積のほうは事業量が減ってきている関係で少なくなっております。

以上となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 後藤議員。

○1番（後藤明宏君） なるべく、この緑の県民基金というのはすごくいい財源だと思いますので、この辺の提案をしっかりといただいて、農林関係の方に仕事のほうを回していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ございませんか。

小林議員。

○9番（小林 進君） 6款、85ページお願いします。6次産業推進事業、下から3番目のところ、この補助金300万、これの説明をお願いします。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 小林議員からのご質問にお答えします。

6次産業推進事業補助金についてでございますが、こちらは農業者または農業者の組織する団体が生産から加工及び販売等までを一括して行う事業への補助金として補助対象事業に要する経費の50%以内の補助率で、補助金の上限額は1事業当たり300万円までとなっております。補助金の利用では、直近では令和3年度に1件、令和2年度に2件の利用がありました。

以上となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） ありがとうございます。

続きまして、7款、106ページですか。創業支援事業ということで、補助金が142万円、これの説明をお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

小林議員のご質問にお答えをいたします。

創業支援事業ということで、この事業につきましては平成28年度から始めた事業でございます。実際、村内の方、もしくは移住をしてきた方が村内に住んでいただいております。実際、一人親方である場合は30万、雇用をする場合については50万ということ

で2分の1の補助でございます。限度額が一人親方が30万、雇用する場合は50万ということになります。そうすると、倍になります60万と100万という創業の最初の基礎額になります。実際今28年度から始めた事業なんですけれども、昨年2名の方、今年度3名の方が申込みをしていただいています。

来年の令和4年度の予算につきましては、5人分を予算のほうを計上させていただきました。大分問合せ等も多くなって増えている状況もありますので、今年度については少し余分に予算のほうを計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 大分盛況のようで、こういう村民に広く使われる予算というのは本当に素晴らしいことだと思っております。

続きまして、111ページ、さとのわの運営事業の件で木育ワークショップイベント委託料ということで300万ぐらい出ているんですが、木育というのはどのようなあれですか。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。

木育ワークショップイベント委託料ということで、今年度につきましては306万円を計上させていただいております。

その内容なんです、来年度、さとのわが開業いたします。その中で木育、林業については村の基幹産業でもありますので、社会教育の中でお子さん、もしくは大人の方も含めて木育のイベントをやったり教室をやったり、そのイベントの委託料でございます。計画的には予算上の話なんです、月1回程度のイベントを開催して木育に親しんでいただいて、林業の発展につながっていければという事業になります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 木育というのは、林業関係、木を育成するとか、木を使って何かを作るとかというんじゃないんですか。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） すみません。ちょっと話が足りなくてすみませんでした。

村の木材を使って、例えば椅子を作ったり、例えばお皿を作ったり、そういう活動をやっていきたいということになります。実際、そういう参加者もお子さんとか、あと家族連れが多いかと思うんですが、そういうイベントを観光交流館さとのわのほうで実施をしていけれ

ばと思っています。よろしくお願いいたします。

○9番（小林 進君） ありがとうございます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） 94ページ、6款1項3目農業振興費の中で、就農支援・農的魅力開発支援事業ということで1,231万3,000円ほどの予算が取られております。この内容についてお聞かせいただけたらと思います。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 佐藤議員からのご質問にお答えします。

こちらの事業ですが、昨年9月補正におきまして就農支援・農的魅力開発支援事業を予算化し、10月4日付でアグリメディアと266万2,000円で業務委託を結び、3月31日までの工期で令和3年度事業を既に進めておりますが、令和4年度におきましては、予算1,231万3,000円を計上しており、1つ目として就農者増加のための集客支援について、移住情報の掲載も含めた特設サイトの設置や日本最大級の農業求人サイトめぐりナビ会員への告知とツールの利用など、2つ目として知識、技能、経営資源支援について、就農者に現場での学びや実践の循環機会を創設するためのトライアルレジヤーフาร์ม、こちらのトライアルレジヤーフาร์มというのが簡単に申し上げますと、新規独立就農希望者にとって営農へのトライアルの場、また農業体験により都市住民を呼び込む場の2つの側面の開設計画や研修運営を地元農家の方と連携した就農カリキュラムの企画やユーチューブによる地元栽培農家の活動プロモーションや販路開拓、3つ目として村の交流人口を目指した農業体験の企画運営などを予定しております。

以上となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） 内容は分かりました。

村の基幹産業である農業について、これからアグリメディアさん等と一体になって移住定住にも絡むような仕事ができると思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 林議員。

○3番（林 和一君） 109ページ、7款1項12目観光費の中ですが、道の駅中山盆地施設管理事業を中心とした費目についてお伺いをいたします。

令和4年度当初予算段階で計上したふれあいプラザ、道の駅、この部分に係る維持管理経

費として捉えている費用の総額と主立った費目をお聞きします。

もう一点、新年度新規オープンするたかやま未来センターさとのわに係る維持管理費として捉えて計上した費用の総額と主立った費目を併せてお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

林議員のご質問にお答えをいたします。

2点いただきました。まず、ふれあいプラザと道の駅の部分に係る維持管理費、そしてさとのわの維持管理費ということでお答えをいたします。

まず最初のふれあいプラザと道の駅の部分なのですが、109ページに事業があります。道の駅中山盆地の施設管理事業ということで、総額1,841万円のうち維持管理で捉えている部分なのですが、そのうち1,239万8,000円でございます。1,239万8,000円となっております。主立った費用なのですが、10節の需用費で、施設の修繕料で110万円、11節の役務費で施設の災害保険料等で47万円、12節の委託料で施設の保守及び業務委託料で1,082万8,000円。1,082万8,000円でございます。それが内訳でございます。維持管理費以外として12節の委託料として指定管理料の216万2,000円、そして17節の備品購入費で冷蔵庫購入費ということで352万円を計上しております。こちらについては維持管理費以外ということでよろしくお願いいたします。

もう一つ、さとのわの関係なのですが、維持管理費として捉えている費用の総額なのですが、112ページのたかやま未来センターさとのわの施設管理事業になります。総額で2,358万2,000円が事業費になります。そのうちなのですが647万8,000円。647万8,000円を維持管理で捉えております。内容なのですが、11節の役務費で電話、Wi-Fi、災害保険料等で70万6,000円。70万6,000円になります。12節委託料におきましては施設の保守及び業務委託料で339万7,000円。339万7,000円でございます。13節の使用料及び賃貸料、これはリース料等でございます。237万5,000円。237万5,000円でございます。以上が維持管理費ということになります。維持管理以外ということで、12節の委託料で指定管理者1,710万4,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（林 昌枝君） 林議員。

○3番（林 和一君） 1つは公社に対する支払い、これは村とすれば維持管理としては考えないということよろしいでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 指定管理料については維持管理の中には入っていないという解釈で進めています。ただ、年間、今回については大きな金額を計上しております。実際、今後、指定管理料についても、公社、あと村のほうで、実際、実績等も踏まえて、指定管理料についても見直ししようがあると思います。実際、その辺については執行部、また会社のほうでよく話をしながら、指定管理料の在り方について協議を進めていければと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 林議員。

○3番（林 和一君） それについては考え方の相違ということもあるかもしれません。よくご検討いただければと思っています。

重要な問題としてこれは指摘をしておきますけれども、先ほどのさとのわに関する部分でありますけれども、村長部局の職員が配置をされるというふうに承知をしております。この人件費を案分した額、これはどう考えるでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 職員、実際今、人事も絡みますので、副村長のほうで、この前全協のほうでお話しをしたとおりの2名の方が行くという話はしてあります。ただ、その人数についても人事が絡むと思います。ただ、その中で職員が行った場合については分室扱いになります。当然、移住定住とか仕事を持っていきますので、実際さとのわの管理もお願いするような、総合評価もお願いするようなかたちになるかと思っておりますけれども、基本的には仕事を持っていくということで、その中には入っていないということをお願いできればと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 林議員。

○3番（林 和一君） 要は、施設を運営するための経費を維持管理経費と考えます。そこには、当然人間が絡むわけで、人件費は当然のことであるというふうにあります。それは全体を通してみんな当たり前でございます。ただ、今回、シビアに考えた場合に向こうへ、現地へ机を置くということになれば、当然そこに関わる費用の一部として考えていかないと、これからこれを無視していくというのはおかしい話ではないかと思っております。再度、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 実際、今のかたちだと実際仕事を持っていくようなかたちになるかと思えます。ただ、そちらに行って現場サイドで、その中でさとのわの一部に関わってくる部分があると思えます。それについては、順次見直しをして、その案分部分についても検討していければと思えますので、よろしく願いをいたします。

○議長（林 昌枝君） 林議員。

○3番（林 和一君） よく検討いただければと思えます。

それと、これから長い将来にわたって相当高額な維持管理経費が見込まれるわけでございます。箱物にはこうしたことがもう付き物でございます。村民にも理解を得られる運営責任が課されてくることになるわけでございますが、こうしたことをよく理解して、これから対応に当たっていただきたいというふうに思っています。

村長としても楽観視できない問題であると考えますが、村長、こうした維持管理費の大きな額についてどう考えるか、お聞かせいただければと思えます。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 完成した建物については維持管理は当然出てきます。

私も五領に牛舎を建てましたけれども、今あちこちが傷んで維持管理ができないということであり、近いうちにこれは潰さなければいけないというふうなことになるかと思っています。

より普段のメンテナンスをきちんとして、大きな経費がかからないようなかたちで運営していただければと思っております。

○議長（林 昌枝君） 林議員。

○3番（林 和一君） 1つの大きなプロジェクトを動かせるような金額であるというふうに考えています。よく精査をしていただきたいと思いますし、これからも注視をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 次に、8款及び9款について質疑を行います。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 119ページ、8款4項1目住宅管理費なんですが、この中でも中山団地の管理事業についてになります。

生け垣の剪定は入居者において対応してもらおうという考え方であるということでありました。入居者としても子供を育て、子育てをする環境を含め住宅環境はよいとする意見を聞く中で、湿気がひどく困っているという話を伺いました。これに関しては、村としても対処していくべき問題であるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 建設課長。

○建設課長（飯塚優一郎君） 林議員からのご質問で、中山団地の湿気の対策ということでございます。私も長い間建設課におりますので、近くで見ていると中山団地のほうは湿気が多いという話の苦情も何件か受けておりますし、いろいろ対策等も考慮しているんですけども、建設当時の標準的な建設方法で、基礎の部分がベタコンでなかったとか、建設した土地のところが元々湿地だったというような原因から、恐らく湿気が多くて床が落ちてしまったという住宅もありましたし、条件がよくなかったというのもあると思います。

基本的にその家庭のほうを見てみますと、換気が全然していなかったりとか、基礎の周りにあります通気口の前に物が置いてあったりだとか、そういう対策もしてくださいよというお願いはさせていただいております。ただ、もう造ってしまったもので、湿気対策を今から床を剥いで布基礎をすとかそういう対策はちょっとできないので、公営住宅の長寿命化計画等もございますので、今後、建て替えとか新築だとかそういうのも検討していかなくちゃならないと思いますので、そういったものにならないように建設もしなくちゃならないでしょうし、湿気の苦情についてはまたちょっといろいろな条件がありますので、個別に対応させていただいて管理していくしかないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 林議員。

○3番（林 和一君） 入居者の方が大分不快を感じているというような意見で強く受け止めなければならないなというふうに私も感じていたところでございました。よろしく願います。

これは質問ということではないんですが、野良猫の話になるんですけども、野良猫がいて、小さい子供さんを育てている親とすると心配であるというような意見が聞かれました。ちょっと難しい問題でもあろうかと思うんですけども、対応策をこれから検討していってくれればというふうに思って、お願いをしておきます。

続きまして、123ページ、9款1項2目非常備消防費になります。消防訓練補助金交付事業というのが予算化をされております。行政区民との消火栓訓練補助金15万5,000円という

ことでありますけれども、訓練に要する費用ということで説明をいただいたかと思うんですが、この交付先と対象経費について説明をいただきたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） 行政区民との消防訓練補助金につきましては、コロナ禍の中、令和3年度についても原地区、本宿地区、2か所で実施していただいております。こんな中、令和4年度についても分団のほうで積極的に行っていただくよう計画したものでございますが、この支出先につきましては、この訓練に出ていただいた団員ですね。団員に対して訓練補助金というかたちで支出するというかたちでございます。

○議長（林 昌枝君） 林議員。

○3番（林 和一君） ただいま経費の支出先、使途は団員に対してと。出役した団員に対してということでもありますけれども、各行政区に関わる方についてのことも考えていただければというふうに私も考えております。地域住民の自然なかたちでの協力体制づくりというのは非常に重要なものであるというふうに考えています。行政側からも積極的に働きかけていただければなというふうにも思っています。先ほどの使途についても、少し地域の方にも地区の協力者に対しても何らかのかたちが取ればありがたいのかなということを含めてお願いして、質問を終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 次に、10款について質疑を行います。

小林議員。

○9番（小林 進君） 163ページ、給食センターの改修事業ということで、これはどの程度までやるんですか。建て替えるということではないですよ。自分、この説明のときちょっと欠席していたものですから、説明をお願いします。

○議長（林 昌枝君） 教育課長。

○教育課長（金井 等君） 給食センターの改修工事につきましては先日の予算審査の際に説明させていただきましたが、増築の部分は検討した結果なくなりました。改修工事につきましては、汚染区域、準汚染区域、非汚染区域の動線をしっかり保つよう改修を行うものでございます。そのほか、資料を配らせていただきました既存の使える厨房機器は使用する、使えない物については新規に交換するものでございます。

また、米飯につきましては、令和3年度、今年度まで外注に出しておりますが、米飯施設

も備えまして米飯施設が整った後は給食センターのほうで米飯も行っていくものでございます。

以上でございます。

○9番（小林 進君） ありがとうございます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 次に、11款から14款及び歳入ついて質疑を行います。

野上議員。

○5番（野上富士夫君） 予算書27ページ、2項の基金繰入金で財政調整基金繰入金という項目があるわけですがけれども、財政調整基金について、村長にお伺いしたいと思います。

令和4年度の予算編成の概要によると、本村の財政状況と今後の見通しについては、今後、公共施設の老朽化等の対策費やこれまでの大型投資事業に係る起債の償還金など多額の財源を要する見込みであり、実質公債費率は8%以上にまで上昇し、財政調整基金は減少し、本村の財政見通しでは今まで以上に厳しい状況となる推計が出されたことから、持続可能な行財政基盤を確立していくことが課題であると記されています。

その上で、予算編成の基本は、限られた財源の中で適切な村民サービスの提供と持続可能な行財政基盤の確立を両立するためには職員一人一人が常にコストを意識し、事業の優先度や費用対効果の視点から事務事業の評価見直しを行うことであると述べており、私も全く同感でございます。

本村の財政調整基金は、大型事業の実施により平成28年度の21億円から約10億円と半減いたしました。また、我が国の財政状況は、先進国の中でも断トツの借金王国であり、加えて新型コロナウイルス対策費だけでも膨大な財政出動がありました。このような国の財政状況は、いずれ地方自治体にも悪影響を及ぼすものと思われま。国の財政状況のさらなる悪化と予測しえなかった財政需要が生じた場合、頼りになるのはやはり財政調整基金だと思います。大型事業が一段落した今こそ、行財政改革と身の丈に合った行財政運営の2本立てで経常経費を節減し、財政調整基金を増やし、将来の財政出動に備え、力を蓄える期間にしなければならないと思いますが、村長の所見をお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま野上議員からの質問をいただきました。

村では、持続可能な行財政基盤の確立に向けて、平成29年度から事業予算の細分化に取り

組むとともに、令和4年度当初予算からは、予算概要において事業予算ごとにどのような財源が充てられているかなどの事業の見える化を進めてまいっております。事業の見える化を進めることで、誰のために、何のためにといった目的やどのような状態を目指すかなどの目標、事業を行うための財源、受益者負担などの費用などを明らかにし、事業の評価見直しを行える状態を目指しております。これにより、職員の意識改革、前例踏襲からの脱却、所期の目的を達成したまたは達成する見込みのない事業の廃止など、事業の取捨選択などにより、経常経費の節減に努め、持続可能な行財政基盤の確立を図りたいと考えております。

さて、財政調整基金についてですが、財政調整基金とは、年度間の財政調整のために設置される基金であり、平成29年度に実施した総務省の調査によれば、財政調整基金の積立ての考え方として標準財政規模の一定割合を上げる自治体が多く、その中でもあるべき水準は標準財政規模の20%以下とする回答は8割以上となっております。本村の令和3年度の標準財政規模は20億7,914万円で、本村の標準財政規模の20%をあるべき水準と捉えたときは、財政調整基金の残高は約4億1,500万円程度となります。基金設置の本来の目的である年度間の財政調整と考えれば十分な額であると考えますが、大災害などの予期し得なかった財政需要への対応を考えたときには少な過ぎると思います。このため、中長期的な計画に基づき将来的な財政需要が見込まれる、例えば公共施設の更新費用は庁舎建設等基金へ、起債の元利償還は減債基金へ積み立てを行うなど、目的基金への積立てを増やし、財政調整基金については標準財政規模の30から50%程度の6億から10億程度を維持することを目標としたいと考えております。

以上で野上議員の質問への回答とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 野上議員。

○5番（野上富士夫君） 毎年、高山村の財政状況はどうかということで、実質公債費比率やそういった指標を出してございまして、全くの健全財政を堅持しておるような状況でございませぬ。しかしながら、現在の新型コロナウイルスも2年前の3月7日に群馬県で第1号の感染者が出てから既に丸2年が経ち、3年目に突入しております。また、ロシアによるウクライナへの侵攻等によって今後の世界情勢は全く不透明なものがございませぬし、地球温暖化による自然災害もいつ何が起きるか分からないような状況でございませぬ。

そういった基金もいろいろな基金がありまして、それぞれの基金に積み立てていけば、財政調整基金はそんなに多く持つ必要はないといひましても、やっぱり一般の家庭であっても定期預金、何かのために定期預金をするというのは昔からの習慣でございまして、ちなみに

日本人のたんす預金は幾らあるかということですが、国の年間予算が107兆円に対して、たんす預金は104兆円だそうです。それと、個人の金融資産、これは以前は1,600兆円とか1,700兆円とかと言われたそうですけれども、今は2,000兆円弱にまで膨れ上がっているそうです。そうやって金融資産、あるいはたんす預金、個人でも将来が見通せない中、たとえ僅かでも預金をして将来に備えるというのが一般的な考え方でございます。やはり財政調整基金がある程度あることによって、健全財政の上にもまた余裕が生まれてくるのではないかと思います。

村におきましても大型事業は一段落しましたけれども、向こう何年か後には役場庁舎の検討、これは耐震補強工事、改修工事をするだけでも4億円から5億円、あるいは新たな土地を見つけて建て替えすとなれば15億円とかそういった単位の金額になろうかと思います。庁舎の建設基金も含めて財政調整基金、そういったものも今後の将来に備えて積み立てていただければと思います。

令和4年度も財政調整基金を1億七千数百万円取り崩す予定ですが、最終的には不用額の減額補正、あるいは繰越金等で当初予算で予定をしておる1億七千数百万円の財政調整基金は最終的には取り崩さないで戻せるような決算になろうかと思います。そういったときこそ、やっぱり投資をすべきものには投資をしなければなりませんので、余裕のあるときに積立てができればと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 24ページの17款1項1目1節で土地貸付収入、2節建物貸付収入とありますが、土地、建物の貸付け料の詳細について説明をお願いします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） 後藤議員のご質問で、この内訳でよろしいですか。

○1番（後藤明宏君） はい。

○総務課長（割田 眞君） まず、土地貸付け料になります。この中で、一番大きなものがゴルフ場、アコーディアですね、ノーザンカントリークラブ、こちらのほうに890万ほどになります。それと次に大きいのが原地区のメガソーラーに係る貸付け料です。こちらが125万ほどでございます。金額についてはよろしいですか。

○1番（後藤明宏君） はい。

○総務課長（割田 眞君） どういったものということで。

次は、NTTの移動通信網の基地局の敷地料、パテラ会のりんどうの里の敷地の敷地料、それと中山の郷、同じくりんどうの里の脇ですね、中山の郷の敷地料、それと中山診療所の敷地料、ソフトバンクの無線局の基地局の敷地料、それとソフトバンクは3件ございます。ソフトバンクで3件敷地料として貸出しをしてございます。それと、これは個人のところになる、梅沢の八重沢さんという方に1件土地を貸してございますその敷地料。それと、東京電力の電柱に係る貸付け料、それと駐在所の敷地料。以上が土地の貸付け料となります。

次に、建物につきましては、保健福祉センターのパテラ会のデイサービス部分ですね。こちらの部分が一番大きなものでございまして420万円。それと役場に設置してあります自動販売機の貸付け料、自動販売機の場所代ですね。それと、熊野地区の住宅を貸し付けてございますこの1件の貸付け料。それと、もう一件が旧わらび荘下の農産物直売所、こちら現在貸付けを行っておりますがこの貸付け料。建物については以上でございます。

○議長（林 昌枝君） 林議員。

○3番（林 和一君） 歳入、ページで言いますと25ページ、17款2項2目の物品売払収入に関わる部分なんですけど、この相手先というのは、歳出のほうでは113ページに今回計上してある自然休養村管理センター解体工事に関するものになるんですけども、施設解体に伴いまして、一部には販売収入が見込まれるものもあるのではないかなというふうに私は思うんですけども、こうした答えの考えというのはいかがなものなのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

自然休養村の関係なんですけど、中は老朽化をしているということで、昭和55年ですか。昭和54年度に竣工をしていると思います。かなり中の備品についても古いですのでそれは随時検討させていただいて、中身は見させていただいて、もし収入があるのであればそういう部分については協議をしていきたいと思えます。実際のほうは大分古くなっていて、中のものについては売れるものがあるかどうかというのはちょっと難しいと思えます、実際。実際に内容を確認しながら判断をさせていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 林議員。

○3番（林 和一君） こうしたケースで全ての物が処分となることしか検討されていないとしたらどうなのだろうかというのが私が考える疑問点でございます。今後におきまして、

こうした事例が考えられると思いますので、よく研究をしていってほしいということをお願いして質問を終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 次に、議案第25号から議案第31号までの7議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には、会計名、ページ及び事業名称など質疑箇所を明示してからお願いいたします。

山口議員。

○6番（山口英司君） 通告はしていません。よろしくお願ひしたいと思いますが、土地開発です。

土地開発の7ページ、一番下の宅地造成用地取得費1,650万、これに関連してなんですけれども、有馬さんの土地の部分の件なんですけれども、かなり色のいいツツジがたくさん植えてあります。あの土地には。このツツジの件に関しては、有馬さん本人は、村のほうで移植して活用していただいていたというふうには本人は言っていたと記憶をしていますが、そうした場合、今後においては道の駅、中心地事業、この中で活用できるものと考えます。執行部のほうとしては、これについては何か考えがありますか。お聞きしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

山口議員のご質問なんです、土地開発の関係で用地取得費ということで1,650万円の予定をしています。有馬さんはその中の、5筆の中の1筆の所有者になります。実際、事前に話をさせていただいたことが昨年にあります。実際に土地を譲っていただけるかどうか内諾はいただいているんですが、その後絶家もありまして、相続管理の関係で、今裁判所のほうに話をしている最中でございます。その話が片づいた段階で皆さんのほうにお話しをして、実際にツツジの関係についても、いいツツジが植わっているから、ぜひ村のほうに寄附するから使ってくださいという話は聞いております。実際、中心地づくりの中で仮の駐車場もありますので、パークもありますので、そこで有効活用させていただければという村の執行部の考えを持っています。実際、山口議員と同じようなかたちで気持ちはあります。ただ、本数も結構あるので、それはまた執行部で判断をさせていただいて、その中心地の中で使える部分については使って、実際植え切れない部分も出てくると思いますので、それはまた随時

判断をさせていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） 土地購入はまだ決定していないという、確定的なことでないということから、予想での話にしかないんだと思うんですけども、いずれにしても、すぐ植え替えるということも無理があると思うんですね。やっぱりこの中には専門家の方も議員の中にはいらっしゃるんですけども、やはり時期とか、植え替える時期ですね、そういったものもあると思うので、早めの検討をしていただいて、もしそうなった場合はいいものができるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑は。

4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 土地開発のほうで7ページお願いします。

この中で本年度造成区画本宿地区で、この間の説明の中では6区画という予定をされているわけなんですけれども、これの販売方法等が分かれば、お願いできればと思います。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

本宿田中地区の関係で、実際、宅地造成の関係で用地買収は1筆済みであります。来年につきましては、1筆について繰越しということでお願いをしてあります。その関係で、工事が済んで造成が済んだ段階で販売になるかと思っております。インターネットも含めて、ホームページも含めて、実際その要綱を作りながら周知をしていければと思います。

値段につきましては、予算上では慣例で3万5,000円というかたちで予算を取っておりますけれども、実際その費用対効果も加味しながら、価格のほうについては決定をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 販売方法というのは、例年にとか例に倣ってというかたちになるろうかと思うんですけども、ぜひその中で検討していただきたいのは、やはり人口増加につながられるような一つの鍵をつくって、家族構成とか。例えば、夫婦で子供1人いて、その子供が幼年期という小さいうちに入って10年なり20年住んでいただくということがあれば、同じ販売価格ではなくて、何か特典をつけて魅力があるような販売方法で、人口が増えるとかそういう鍵を何か考えてほしいんですね。そうしないことには、ただ販売6区画、坪3万

5,000円、4万なりで売って、皆さんが入って、その中にはやはり若い人から年配の方までおろうかと思うんですけども、6区画の中で人口を増やすとか何かもう少し手だてができるような方法、販売の中でぜひ特色あるものを生み出していただければと思います。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 暫時休憩といたします。時間は追ってお知らせいたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 4時45分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により延長します。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

休憩前に続き、質疑を行います。議案第25号から第31号までの質疑です。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから議案第24号から議案第31号までの8議案について一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第24号 令和4年度高山村一般会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和4年度高山村介護保険特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和4年度高山村土地開発事業特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（林 昌枝君） 日程第31、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（林 昌枝君） 日程第32、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（林 昌枝君） これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期14日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和4年第1回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4時51分

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	平 形 郁 雄 君
教 育 長	山 口 廣 君	総 務 課 長	割 田 眞 君
兼 務 課 長	星 野 茂 樹 君	住 民 課 長	飯 塚 欣 也 君
兼 務 課 長	割 田 信 一 君	農 林 課 長	平 形 英 俊 君
兼 務 課 長	飯 塚 優 一 郎 君	地 域 振 興 課 長	林 隆 文 君
兼 務 課 長	金 井 等 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	後 藤 好	書 記	林 大 生
-------------	-------	-----	-------